

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果
—第 12 回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

公益社団法人日本監査役協会は、平成 23 年 7 月 21 日から 8 月 10 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,764 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,607 社（うち上場会社 1,930 社）、回答率 62.6%。

本調査は、当協会が毎年実施しており、①定時株主総会（3 月決算会社の場合、平成 23 年 6 月に開催された定時株主総会）前後の役員構成の変化、②定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査の状況、③監査役（会）の日常監査の状況等について調べるものである。今回は具体的な監査活動実態に関する質問を中心に追加した。

総 括

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

1. 執行部門の体制

- ・取締役の総数は全体で 7.84 人（前回 7.94 人）となり、取締役の総数が 10 人以下の会社は 82.1%と引き続き約 8 割を占めている（問 1-4）。
- ・社外取締役を選任している会社は、1.4 ポイント増加し前回同様約 6 割（59.7%）であった。また上場会社では 2.4 ポイント増加し過半数（51.0%）が社外取締役を選任しており、より独立した視点から経営の監督を行おうとする姿勢がうかがえる（問 1-4）。
- ・上場会社において証券取引所が規定する独立役員を届出ている会社は 98.0%と高い割合を占めた。その内訳は社外監査役が 1.53 人、社内取締役が 0.42 人と社外監査役が社外取締役の約 3.6 倍であった。（問 1-6）

2. 監査役の体制

- ・監査役総数（全体で 3.29 人）及びその構成（常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率）とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は約 7 割（67.7%）である（問 1-1）。
- ・社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」（22.8%）、「大株主の役職員」（11.1%）、「取引銀行の役職員」（6.5%）、「取引先の役職員」（5.3%）といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 45.7%となり、他方、「会社と無関係な会社の役職員」（14.2%）「公認会計士又は税理士」（14.4%）「弁護士」（15.4%）といった独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 44.0%となっている。特に上場会社では「公認会計士及び税理士」が 18.9%と総会前に比べて 0.7 ポイント増加（前回調査からは 1.2 ポイント増加）した（問 1-2）。
- ・監査役スタッフを設置する会社は約半数（47.0%）あった。スタッフ総数は 1.91 人（前回調査実施時から 0.05 人減）とやや減少し、専属スタッフも 0.65 人（前回調査実施時から 0.08 人減）であった。一方、大会社以外の会社ではスタッフの設置率が 31.0%と 3 割を超え（前回調査から 3.4 ポイント増加）、前進傾向が見られる。（問 1-8）
- ・他部署と兼務している監査役スタッフの兼務先としては、内部監査部門系との兼務が 47.4%と最も多くなっている（問 1-9）。

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況

- ・「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 4.0%、「社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 5.6%、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 3.6%といずれも少数にとどまった。(問 2-2)。
- ・選任同意の理由としては、「会社の状況に通じているから」が最も多く、全体で 57.9%、上場会社では 60.1%と約 6 割に達している。次に多いのは「会計・財務に関する知見を有するから」であり、全体で 45.0%、また全ての会社形態において 4 割を超えている。会社法により財務及び会計の知見に関する記載が要請されたことが影響したものと思われる。また IFRS 等、会計システムが複雑化していることに対応しうる人材が監査役に選任されていることがうかがえる(問 2-3)。

2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由

- ・任期途中で辞任した監査役がいた会社は 44.9%に達した。その主な理由として「役職定年等、社内の規定によるもの」(20.7%)や「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」(25.5%)が合わせて 46.2%を占めた(問 3-2、問 3-3)。

3. 事業報告作成への監査役に関与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について

- ・77.6%の会社において、事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられている(問 4-1)。
- ・事業報告に「財務・会計に関する知見を有する者」について記載した会社は 69.6%(前回調査から 2.4 ポイント増)であった。知見者として記載されたのは非常勤社外監査役(64.2%)が最も多く、「常勤」監査役を記載した会社は約 3 割にとどまった。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等会計に関する有資格者」が 39.1%と最も多かった(問 4-2、4-3)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議

- ・内部統制システムに係る取締役会決議について見直しの決議を行った会社は 22.7%(前回調査から 4.2 ポイント減)であったが、改めて見直し決議を必要とする会社が減少したものと思われる。一方、「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」会社は約 2 ポイント増加し、36.5%となった(問 5-1)。
- ・見直しの契機については、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 57.6%と最も多いものの、「監査役の要請に基づいて見直した」(13.1%)、「監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(29.3%)が合わせて 4 割以上(42.4%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる(問 5-3)。
- ・内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「記載されていない」が全体で 34.8%と最も多いものの、「十分に記載されている」(32.3%)、「ある程度記載されている」(32.9%)を合わせると 65.2%となり、過半数の会社で一定程度の記載がなされていることがうかがえる(問 5-4)。

5. 監査役会監査報告の作成について

- ・監査報告の作成に当たっては「社外監査役を含め、全ての監査役間で調整を行った」会社が多数を占めた(84.8%)(問 6-3)。
- ・監査報告作成のための審議の回数は 1 回が最も多く(49.0%)、法律上「1 回以上」と規定されている(会社法施行規則 130 条 3 項)が、2 回(32.7%)、3 回以上(18.3%)という会社もあった(問 6-2)。

6. 決算短信・有価証券報告書の監査実施状況、及び有価証券報告書の提出時期

- ・決算短信については 70.2%の会社で、有価証券報告書については 70.9%の会社で監査が実施されている（問 7-3、問 8-5）。
- ・「1. 定時総会日より前に提出した」は全体で 12 社(0.6%)であり、「2. 定時株主総会の終了後に提出した」が全体で 99.4%と大多数を占めている。そのうち、定時株主総会の「2. 6 日～10 日前」が 50.0%(6 社)と最も多く、次いで「1. 1 日～5 日前」が 41.7%(5 社)であった。また、「3. 11 日以上前」が 1 社あった。（問 8-3、問 8-4）

III 監査役(会)の日常監査について

1. 監査役の取締役会での発言について

- ・85.7%の会社が「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答し、監査役が取締役会において積極的に発言している様子がうかがえる（問 10-1）。取締役である監査委員の場合、全ての会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」（「第 12 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 13-1）ことと比較するとやや数値は少ないものの、監査役もほぼ監査委員と同様に取締役会において発言していると読み取れる。また、発言の視点・観点については「リスク管理の視点」から発言するとした回答が 87.0%と多数を占めた（問 10-2）。その他、委員会設置会社との比較では、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では 64.5%であったのに対し、監査役設置会社では 39.1%であった。また「株主に与える影響、株主利益の視点」は委員会設置会社で 71.0%であったのに対し、監査役設置会社では 33.4%、上場会社でも 45.2%であった（「第 12 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 13-2）。
- ・「取締役会の決定に監査役の見解が影響を与えたことがある」会社は 24.3%、上場会社では 29.3%とほぼ 3 割であったが、決定に影響を与えることがなかった場合でも、日常のコミュニケーションが十分であるため決定に影響を与えることがなかった（28.4%）及び指摘は真摯に受け止められている会社（26.8%）が合わせて 55.2%あり、監査役が十分に機能していることがわかる。（問 10-5）。

2. 個別事象に対する監査役の対応

- ・将来会社において重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」（39.5%）、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」（40.6%）等情報収集に努めるものが多い。（問 10-6）。

3. 会計監査人との関係

- ・会計監査人の報酬額の同意に際しては 94.7%の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報提供があった（問 11-2）。また、会計監査人から監査役に事前に情報提供がなされた会社は増加傾向にあるものの、64.7%（3.1 ポイント増）にとどまった（問 11-4）。
- ・会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が 10.9%と微減(昨年比 1.3 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 27.4%と微増(昨年比 0.7 ポイント増)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 29.1%と微増(昨年比 2.0 ポイント増)し、「担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 32.5%と微減(昨年比 1.2 ポイント減)となった。わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、会計監査人の報酬に関して、監査役のより積極的な関与が望まれる（問 11-3）。
- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が

14.1%と微減(昨年比 1.4 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 26.6%と微減(昨年比 1.5 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 28.2%と微増(昨年比 2.6 ポイント増)しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の後退がみられる。また、依然として「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く約 3 割(31.0%)を占めており、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる(問 11-5)。

- ・新たに会計監査人を選任する場合、監査役が何らかの形で会計監査人の候補者(監査法人等)を提案した会社は全体で 1 割以下にとどまった(7.7%) (問 11-9)。
- ・会計監査人の再任に際しては、法律上、監査役会に同意は求められていないものの監査役会が口頭または書面により同意している会社は約 7 割(70.4%)あった(問 11-11)。

4. 監査役の監査環境について

- ・監査環境の整備について、ほとんどの会社(94.2%)で執行部門から一定の理解は得られている(問 13-1)。
- ・監査役への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が 5.6 ポイント増加し 50.9%と半数に達した。一方、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とは言えない」が 37.2%あり、運用面において課題を感じている状況がうかがえる(問 13-2)。なお、委員会設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が 77.4%を占め、監査役と監査委員会の間で大きな差が生じている(「第 12 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 16)。

調査概要

- 対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(5,764 社)
 方 法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答
 期 間 平成 23 年 7 月 21 日から 8 月 10 日(21 日間)
 回答数 有効回答数 3,607 社(回答率 62.6%)

会社法上の会社規模別		上場別(上場 1,930 社、非上場 1,677 社)		決算期別	
大会社	2,925 社	東証一部上場	1,103 社	3 月決算	2,822 社
大会社以外	655 社	東証二部上場	225 社	12 月決算	291 社
その他	27 社	その他上場	602 社	2 月決算	150 社
		非上場	1,677 社	その他	344 社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら 27 社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会（6月総会会社の方は、平成23年6月に開催した定時株主総会）前後の状況についてご回答いただいた。

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

問1 役員等の構成

問1-1 監査役数

（カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果）

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
監査役総数(人)	3.30 (3.28)	3.53 (3.50)	2.34 (2.20)	3.75 (3.72)	2.79 (2.77)	3.29 (3.30)	3.51 (3.51)	2.34 (2.25)	3.75 (3.75)	2.76 (2.77)
常勤社内(人)	0.95 (0.91)	1.03 (0.99)	0.61 (0.56)	1.14 (1.11)	0.73 (0.68)	0.95 (0.92)	1.03 (1.00)	0.61 (0.58)	1.14 (1.12)	0.73 (0.69)
常勤社外(人)	0.40 (0.42)	0.40 (0.43)	0.40 (0.39)	0.38 (0.39)	0.42 (0.45)	0.39 (0.41)	0.39 (0.42)	0.40 (0.39)	0.37 (0.39)	0.42 (0.44)
非常勤社内(人)	0.12 (0.12)	0.11 (0.11)	0.16 (0.11)	0.12 (0.13)	0.11 (0.11)	0.12 (0.11)	0.10 (0.11)	0.16 (0.10)	0.11 (0.12)	0.12 (0.10)
非常勤社外(人)	1.84 (1.83)	1.99 (1.98)	1.17 (1.14)	2.11 (2.09)	1.53 (1.54)	1.84 (1.85)	1.99 (1.99)	1.18 (1.18)	2.13 (2.12)	1.50 (1.53)
社外計(人)	2.24 (2.25)	2.39 (2.40)	1.57 (1.54)	2.49 (2.48)	1.95 (1.99)	2.23 (2.26)	2.38 (2.41)	1.58 (1.58)	2.50 (2.51)	1.92 (1.98)
社外構成比(%)	67.7 (68.6)	67.8 (68.6)	67.0 (69.6)	66.3 (66.7)	69.9 (71.7)	67.7 (68.6)	67.7 (68.5)	67.3 (70.1)	66.6 (66.8)	69.4 (71.5)

- ・全体として監査役総数(全体 3.29 人、大会社 3.51 人、上場 3.75 人)及び構成に変化は見られない。
- ・社外監査役の構成比は 67.7%(前回 68.6%、総会前 67.7%)であり、前回調査から約 1 ポイント減少したものの、依然として監査役の約 7 割が社外であり、大きな変化は見られない。

問 1-2 「社外」 監査役の前職又は現職

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員 (%)	23.3 (24.2)	22.7 (23.7)	27.3 (28.8)	6.9 (8.3)	47.3 (47.2)	22.8 (23.9)	22.1 (23.4)	26.9 (28.3)	6.3 (8.0)	47.5 (47.3)
2.大株主の役職員 (%)	11.5 (10.5)	12.3 (11.1)	5.9 (6.6)	10.7 (10.1)	12.6 (11.2)	11.1 (10.3)	12.0 (10.8)	5.9 (6.4)	10.4 (9.7)	12.3 (11.2)
3.取引銀行の役職員 (%)	6.8 (7.4)	7.2 (7.9)	4.2 (3.9)	9.4 (10.1)	3.1 (3.4)	6.5 (7.2)	6.9 (7.8)	3.8 (3.8)	8.8 (9.8)	3.1 (3.4)
4.取引先の役職員 (%)	5.6 (5.9)	5.9 (6.2)	3.5 (4.2)	6.8 (7.1)	3.8 (4.2)	5.3 (5.9)	5.5 (6.1)	3.5 (4.3)	6.3 (6.9)	3.7 (4.3)
5.会社と無関係な会社の役職員 (%)	14.0 (13.9)	12.7 (12.8)	22.2 (22.1)	16.9 (16.2)	9.8 (10.5)	14.2 (13.8)	12.9 (12.7)	22.5 (22.1)	17.0 (16.0)	9.9 (10.6)
6.公認会計士又は税理士 (%)	13.8 (12.6)	13.4 (12.3)	16.2 (15.3)	18.2 (16.7)	7.2 (6.8)	14.4 (13.3)	14.0 (13.1)	16.9 (15.4)	18.9 (17.7)	7.5 (6.9)
7.弁護士 (%)	14.8 (14.4)	15.7 (15.3)	9.0 (8.1)	20.1 (19.6)	7.2 (6.9)	15.4 (14.6)	16.3 (15.5)	9.8 (8.9)	20.9 (20.0)	7.2 (6.8)
8.大学教授 (%)	1.9 (2.0)	2.0 (2.1)	1.5 (1.0)	2.8 (2.8)	0.7 (0.9)	2.1 (2.1)	2.3 (2.2)	1.3 (1.0)	3.1 (2.9)	0.7 (0.9)
9.官公庁 (%)	1.6 (1.5)	1.8 (1.7)	0.7 (0.4)	1.8 (1.9)	1.4 (1.1)	1.7 (1.6)	1.8 (1.7)	0.7 (0.7)	1.8 (1.9)	1.4 (1.0)
10.その他 (%)	6.6 (7.5)	6.2 (6.9)	9.5 (9.7)	6.4 (7.2)	6.9 (7.9)	6.6 (7.3)	6.2 (6.8)	8.8 (9.2)	6.4 (7.1)	6.8 (7.6)
合計(人)	8,069 (8,278)	6,998 (7,227)	1,071 (984)	4,798 (4,908)	3,271 (3,370)	8,031 (8,319)	6,955 (7,241)	1,076 (1,011)	4,818 (4,962)	3,213 (3,357)

・社外監査役の経歴については、「1.親会社の役職員」(23.3%→22.8%)、「2.大株主の役職員」(11.5%→11.1%)、「3.取引銀行の役職員」(6.8%→6.5%)、「4.取引先の役職員」(5.6%→5.3%)が合わせて 45.7%となり、1.5 ポイント減少した。前回調査からも 1.6 ポイント減少しており、引き続き減少傾向にある。

・独立性の高い「5.会社と無関係な会社の役職員」(14.2%)、「6.公認会計士又は税理士」(14.4%)、「7.弁護士」(15.4%)が全体で合わせて 44.0%となっている。

・上場会社においては、「1.親会社の役職員」、「2.大株主の役職員」、「3.取引銀行の役職員」、「4.取引先の役職員」が総会前後で合計 33.8%→31.8%と 2.0 ポイント減少し(前回調査からは 2.6 ポイント減少)、他方、「5.会社と無関係な会社の役職員」、「6.公認会計士又は税理士」、「7.弁護士」が合計 55.2%→56.8%と 1.6 ポイント増加した(前回調査からは 3.1 ポイント増加)。比較的独立性が高いと考えられるこれらの属性が増加したのは、証券取引所で定める各種上場規程類が影響しているものと思われる。

問 1-3 「社内」監査役の前職

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.会長・副会長(%)	0.3 (0.2)	0.3 (0.2)	0.2 (0.5)	0.1 (0.1)	0.6 (0.4)	0.3 (0.2)	0.3 (0.2)	0.2 (0.5)	0.1 (0.2)	0.6 (0.4)
2.社長(%)	1.1 (1.0)	0.8 (1.0)	2.8 (1.2)	0.7 (0.7)	1.8 (1.6)	1.2 (1.1)	1.0 (0.9)	2.9 (2.6)	0.7 (0.7)	2.0 (1.9)
3.副社長(%)	1.6 (1.7)	1.7 (1.8)	1.3 (0.9)	1.7 (2.1)	1.5 (1.0)	1.4 (1.8)	1.5 (1.9)	1.1 (0.9)	1.6 (2.1)	1.2 (1.1)
4.専務・常務(%)	15.2 (16.6)	15.8 (17.4)	11.2 (11.9)	14.9 (16.6)	15.6 (16.5)	15.0 (16.2)	15.6 (17.0)	11.1 (11.4)	15.0 (16.3)	15.0 (16.1)
5.取締役(%)	19.7 (20.2)	19.4 (20.4)	21.6 (20.0)	19.7 (20.2)	19.6 (20.1)	18.4 (20.0)	18.3 (20.2)	19.7 (20.2)	18.4 (20.3)	18.5 (19.5)
6.執行役(員)(%)	12.4 (11.4)	13.4 (12.3)	6.1 (5.1)	13.4 (12.4)	10.6 (9.5)	13.4 (12.5)	14.7 (13.6)	5.4 (4.9)	15.0 (13.3)	10.7 (11.2)
7.相談役・顧問・嘱託(%)	3.5 (3.5)	3.1 (3.1)	6.1 (7.7)	3.5 (3.2)	3.5 (4.1)	3.8 (3.6)	3.4 (3.0)	6.3 (8.4)	3.6 (3.3)	4.0 (4.1)
8.監査関係部長等(%)	8.7 (7.7)	9.2 (7.6)	5.5 (9.3)	9.6 (8.2)	7.1 (6.9)	9.7 (8.1)	10.1 (8.1)	7.1 (9.3)	10.8 (8.8)	7.8 (6.9)
9.監査関係以外の部長等(%)	25.9 (27.7)	26.9 (28.6)	19.3 (22.4)	27.5 (29.9)	23.1 (23.4)	25.1 (26.4)	26.1 (27.4)	18.5 (20.9)	26.6 (28.4)	22.6 (22.8)
10.その他(%)	11.8 (10.0)	9.5 (7.7)	25.9 (21.0)	8.9 (6.7)	16.7 (16.0)	11.6 (10.0)	9.1 (7.7)	27.7 (21.1)	8.2 (6.7)	17.6 (16.0)
合計(人)	3,845 (3,786)	3,317 (3,302)	528 (429)	2,437 (2,453)	1,408 (1,333)	3,838 (3,811)	3,315 (3,324)	523 (431)	2,421 (2,470)	1,417 (1,341)

・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が最も多く、全体で 25.1%(大会社 26.1%、上場 26.6%)である。次いで「5.取締役」が全体で 18.4%(大会社 18.3%、上場 18.4%)、「4.専務・常務」が全体で 15.0%(大会社 15.6%、上場 15.0%)と続いており、「5.取締役」と「4.専務・常務」を合わせると全体で 33.4%となる。

・「6.執行役(員)」出身者は全体で 13.4%と総会前後で 1.0 ポイント増加している(大会社は 1.3 ポイント増の 14.7%、上場は 1.6 ポイント増の 15.0%)。

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
取締役総数平均(人)	7.90 (7.95)	8.18 (8.22)	6.71 (6.27)	8.09 (8.15)	7.68 (7.72)	7.84 (7.94)	8.11 (8.19)	6.68 (6.31)	8.04 (8.12)	7.61 (7.73)
10 人以下 (上段:社、下段:%)	2,951 (3,005)	2,336 (2,398)	615 (599)	1,568 (1,592)	1,383 (1,413)	2,960 (3,015)	2,349 (2,412)	611 (597)	1,570 (1,606)	1,390 (1,409)
	81.8 (81.7)	79.9 (79.7)	93.9 (93.4)	81.2 (80.4)	82.5 (83.3)	82.1 (82.0)	80.3 (80.2)	93.3 (93.1)	81.3 (81.1)	82.9 (83.0)
11~15 人 (上段:社、下段:%)	524 (535)	476 (492)	48 (39)	300 (323)	224 (212)	529 (528)	476 (481)	53 (41)	305 (308)	224 (220)
	14.5 (14.5)	16.3 (16.4)	7.3 (6.1)	15.5 (16.3)	13.4 (12.5)	14.7 (14.4)	16.3 (16.0)	8.1 (6.4)	15.8 (15.6)	13.4 (13.0)
16~20 人 (上段:社、下段:%)	91 (96)	85 (91)	6 (1)	49 (50)	42 (46)	82 (93)	76 (87)	6 (2)	45 (52)	37 (41)
	2.5 (2.6)	2.9 (3.0)	2.0 (0.2)	2.5 (2.5)	2.5 (2.7)	2.3 (2.5)	2.6 (2.9)	0.9 (0.3)	2.3 (2.6)	2.2 (2.4)
21 人以上 (上段:社、下段:%)	41 (41)	28 (27)	13 (2)	13 (15)	28 (26)	36 (41)	24 (28)	12 (1)	10 (14)	26 (27)
	1.1 (1.1)	1.0 (0.9)	1.9 (0.3)	0.7 (0.8)	1.7 (1.5)	1.0 (1.1)	0.8 (0.9)	1.8 (0.2)	0.5 (0.7)	1.6 (1.6)
社外選任がある会社の割合(%)	58.3 (57.6)	58.4 (57.1)	57.9 (59.1)	48.6 (46.7)	69.5 (70.3)	59.7 (59.2)	59.7 (58.7)	59.8 (60.4)	51.0 (49.5)	69.7 (70.4)
社外取締役平均(人)	2.30 (2.32)	2.29 (2.29)	2.35 (2.08)	1.76 (1.75)	2.73 (2.76)	2.30 (2.31)	2.29 (2.28)	2.34 (2.08)	1.78 (1.74)	2.74 (2.78)
合計(社)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)

- 取締役総数は全体で、総会前後で0.06人減の7.84人(大会社8.11人:0.07人減、上場会社8.04人:0.05人減)であった。また「10人以下」の会社が全体で80%以上であり、大きな変化は見られない。
- 社外取締役を選任している会社は、全体で1.4ポイント増加し約6割(59.7%)を占めている。また上場会社では2.4ポイント増加し過半数(51.0%)となった。
- 社外取締役の人数は総会前後でほとんど変化がなかった(全体:2.30人、大会社:2.29人、大会社以外:2.35人→2.34人、上場1.76人→1.78人、非上場2.73人→2.74人)。

問 1-5 「社外」取締役の前職又は現職

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員 (%)	37.2 (36.7)	35.2 (36.1)	45.6 (48.9)	12.9 (14.3)	49.9 (47.7)	36.9 (36.8)	34.9 (36.3)	45.2 (48.8)	12.7 (14.4)	50.1 (48.3)
2.大株主の役職員 (%)	26.6 (27.6)	28.1 (28.6)	20.4 (25.8)	26.2 (25.3)	26.8 (28.7)	26.3 (27.3)	27.7 (28.2)	20.1 (26.1)	25.0 (24.8)	27.0 (28.6)
3.取引銀行の役職員 (%)	2.0 (2.2)	2.3 (2.4)	1.1 (1.1)	3.4 (3.7)	1.4 (1.4)	2.1 (2.2)	2.3 (2.4)	1.0 (1.1)	3.5 (3.9)	1.3 (1.3)
4.取引先の役職員 (%)	8.3 (8.1)	8.5 (8.8)	7.3 (6.0)	10.9 (12.0)	6.9 (6.2)	8.2 (7.6)	8.4 (8.3)	7.2 (5.5)	10.7 (10.9)	6.7 (6.0)
5.会社と無関係な会社の役職員 (%)	11.1 (10.4)	11.9 (11.0)	7.9 (8.4)	23.9 (22.7)	4.5 (4.3)	11.4 (10.6)	12.1 (11.3)	8.4 (8.2)	24.3 (22.7)	4.3 (4.3)
6.公認会計士又は税理士 (%)	1.2 (1.2)	1.3 (1.1)	1.1 (1.4)	2.6 (2.5)	0.5 (0.5)	1.3 (1.3)	1.3 (1.2)	1.2 (1.6)	2.7 (2.8)	0.5 (0.5)
7.弁護士 (%)	2.7 (2.7)	2.9 (2.9)	1.7 (1.3)	5.7 (5.9)	1.1 (1.1)	2.8 (2.7)	3.1 (2.9)	1.9 (1.4)	5.9 (5.9)	1.2 (1.1)
8.大学教授 (%)	3.7 (2.8)	3.7 (2.8)	3.3 (0.9)	6.8 (5.9)	1.3 (1.3)	3.6 (3.2)	3.6 (3.2)	3.2 (1.1)	7.8 (6.9)	1.2 (1.3)
9.官公庁 (%)	1.8 (1.4)	1.9 (1.5)	1.4 (0.3)	1.9 (1.9)	1.7 (1.2)	1.7 (1.5)	1.8 (1.5)	1.4 (0.2)	1.8 (2.1)	1.7 (1.2)
10.その他 (%)	5.9 (7.0)	4.8 (4.8)	10.1 (6.0)	5.7 (5.9)	5.9 (7.6)	5.7 (6.8)	4.6 (4.7)	10.3 (6.0)	5.5 (5.7)	5.8 (7.4)
合計(人)	4,834 (4,912)	3,907 (3,928)	927 (787)	1,653 (1,619)	3,181 (3,293)	4,957 (5,028)	4,003 (4,024)	954 (804)	1,756 (1,705)	3,201 (3,323)

- ・社外取締役の経歴については、全体では「1.親会社の役職員」(36.9%)と「2.大株主の役職員」(26.3%)が合わせて 63.2%であり、前回調査から若干減少(0.9%)しているものの、依然として多数を占めている。
- ・上場会社の場合、「1.親会社の役職員」(12.7%)と「2.大株主の役職員」(25.0%)が合わせて 4 割未満(39.2%→37.7%、1.5 ポイント減少)となっている。また、「5.会社と無関係な会社の役職員」が他の会社形態に比べて多い(23.9%→24.3%の 0.4 ポイント増加、前回調査からは 1.6 ポイント増加)。
- ・社外監査役の場合、前職又は現職で「6.公認会計士又は税理士」や「7.弁護士」が多く、両者合わせて全体で 29.8%であるが(問 1-2 参照)、社外取締役では両者合わせて全体で 4.1%にとどまっている。

問 1-6 独立役員の届出状況（上場会社のみ）

	定時総会前(1年前)			定時総会后(現在)		
	全体 (上場)	大会社	大会社 以外	全体 (上場)	大会社	大会社 以外
独立役員を届出ている会社数 (上段:社、下段:%)	1,794 93.0	1,682 93.0	112 91.8	1,890 98.0	1,775 98.2	115 94.3
1.社外監査役(人)	1.54	1.55	1.42	1.53	1.47	1.43
2.社外取締役(人)	0.40	0.41	0.22	0.42	0.39	0.24
合計(社)	1,930	1,808	122	1,930	1,808	122

・ほぼ全ての上場会社(98.0%)で、独立役員の届出がなされている。

・その内訳(平均人数)は、「1.社外監査役」が 1.53 人であり、「2.社外取締役」(0.42 人)の約 3.6 倍となっている。

問 1-7 執行役員数

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行役員制度を採用している会社 の割合(%)	53.5 (52.5)	57.5 (56.8)	36.1 (31.8)	62.9 (62.3)	42.6 (41.0)	55.5 (54.1)	59.7 (58.5)	37.5 (32.9)	65.1 (63.8)	44.5 (42.8)
執行役員平均(人)	10.92 (10.89)	11.62 (11.50)	6.12 (5.97)	12.10 (11.86)	8.91 (9.16)	11.01 (10.81)	11.74 (11.42)	6.03 (5.92)	12.28 (11.86)	8.88 (8.99)
執行役員制採用会社のうち、取締 役との兼務者がいる割合(%)	62.3 (63.6)	64.1 (65.2)	50.0 (51.0)	63.7 (63.8)	59.9 (63.4)	62.7 (64.0)	64.6 (65.6)	50.0 (51.2)	64.5 (65.2)	59.7 (61.9)
執行役員平均(人)	13.81 (13.45)	14.39 (13.96)	8.67 (7.92)	15.05 (14.54)	11.55 (11.49)	13.90 (13.43)	14.51 (13.94)	8.55 (8.04)	15.14 (14.51)	11.65 (11.45)
兼務者の平均(人)	5.24 (5.13)	5.36 (5.25)	4.11 (3.77)	5.67 (5.56)	4.45 (4.36)	5.20 (5.09)	5.34 (5.21)	4.02 (3.81)	5.68 (5.50)	4.34 (4.36)
合計(社)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)

・執行役員制度を採用している会社の割合は全体で 53.5%→55.5%(2.0 ポイント増加)、上場会社では 62.9%→65.1%(2.2 ポイント増加)となり、その平均人数は全体で約 11 人、上場会社では約 12 人であった。

・取締役との兼務者がいる割合は、全体で 62.3%→62.7%、大会社では 64.1%→64.6%、上場会社では 63.7%→64.5%と、総会前後では若干の増加傾向にある。だが前回調査からは、全体で 64.0%→62.7%と 1.3 ポイント減少している。

・取締役との兼務者の平均人数は約 5 人(全体で 5.20 人)で、執行役員平均人数のうち約 4 割を占めている。

問 1-8 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）数

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	1,682 (1,719)	1,484 (1,526)	198 (168)	991 (1,005)	691 (714)	1,694 (1,752)	1,491 (1,550)	203 (177)	1,000 (1,026)	694 (726)
	46.6 (46.8)	50.7 (50.7)	30.2 (26.2)	51.3 (50.8)	41.2 (42.1)	47.0 (47.6)	51.0 (51.5)	31.0 (27.6)	51.8 (51.8)	41.4 (42.8)
スタッフ総数平均(人)	1.89 (1.96)	1.91 (1.99)	1.75 (1.59)	1.98 (1.96)	1.76 (1.95)	1.91 (1.96)	1.94 (1.99)	1.73 (1.63)	2.00 (1.96)	1.80 (1.95)
専属スタッフ平均(人)	0.63 (0.74)	0.68 (0.79)	0.30 (0.19)	0.79 (0.78)	0.41 (0.68)	0.65 (0.73)	0.70 (0.78)	0.31 (0.21)	0.81 (0.78)	0.42 (0.66)
兼務スタッフ平均(人)	1.26 (1.22)	1.23 (1.20)	1.45 (1.40)	1.19 (1.19)	1.35 (1.27)	1.26 (1.23)	1.24 (1.21)	1.42 (1.42)	1.19 (1.18)	1.38 (1.29)
専属スタッフがいる会社数 (上段:社、下段:%)	521 (553)	486 (518)	35 (19)	364 (389)	157 (174)	530 (560)	492 (524)	38 (20)	373 (389)	157 (171)
	14.4 (15.0)	16.6 (17.2)	5.3 (3.0)	18.8 (19.6)	9.4 (10.3)	14.7 (15.2)	16.8 (17.4)	5.8 (3.1)	19.3 (19.6)	9.4 (10.1)
専属スタッフ平均(人)	2.05 (2.29)	2.08 (2.31)	1.69 (1.68)	2.16 (2.06)	1.79 (2.79)	2.07 (2.28)	2.11 (2.30)	1.63 (1.85)	2.17 (2.05)	1.85 (2.81)
合計(社)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)

- ・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 47.0%であった。なお大会社では 51.0%、上場では 51.8%と過半数となった。
- ・監査役スタッフ総数の平均は、全体で 1.91 人であった。また大会社では 1.94 人（専属 0.70 人、兼務 1.24 人）、上場会社では 2.00 人（専属 0.81 人、兼務 1.19 人）であった。監査役の実効性が大きくなる中、監査実務を補助するスタッフが約 2 名では実効性に影響がないか懸念される。総会前後では全体で 1.89 人→1.91 人と若干増加しているが、前回調査（全体で 1.96 人）からは減少している。
- ・一方、大会社以外の会社ではスタッフの設置率が 31.0%と 3 割を超え（前回調査から 3.4 ポイント増加）、前進傾向が見られる。

問 1-9 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）の兼務部署

（問 1-8 で「2. 他部署との兼務スタッフ」に「1」以上を入力した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.総務系(%)	24.9 (25.3)	24.7 (24.4)	25.8 (31.1)	22.4 (20.9)	28.1 (30.9)	24.9 (24.8)	24.8 (24.1)	25.6 (29.8)	22.2 (20.9)	28.3 (30.0)
2.法務系(%)	7.9 (7.3)	7.8 (8.0)	8.7 (1.7)	7.4 (8.0)	8.6 (6.5)	7.8 (7.7)	7.7 (8.1)	9.0 (4.0)	7.3 (7.9)	8.5 (7.4)
3.経理・財務系(%)	9.0 (9.4)	8.4 (8.7)	12.5 (14.5)	5.0 (5.8)	14.0 (14.1)	9.2 (9.4)	8.5 (8.8)	13.5 (13.9)	5.3 (5.8)	13.9 (14.1)
4.経営企画系(%)	5.0 (5.8)	4.5 (5.3)	8.0 (9.4)	4.5 (4.6)	5.6 (7.4)	5.2 (5.8)	4.8 (5.3)	8.0 (8.7)	4.6 (4.4)	5.9 (7.5)
5.内部監査部門系(%)	48.3 (48.0)	49.3 (49.3)	41.8 (40.0)	55.7 (56.4)	38.9 (37.0)	47.4 (47.5)	48.4 (48.9)	40.8 (38.9)	55.2 (56.5)	37.7 (35.8)
6.その他(%)	5.0 (4.2)	5.3 (4.2)	3.1 (3.4)	5.1 (4.4)	4.9 (4.0)	5.5 (4.8)	5.9 (4.8)	3.1 (4.8)	5.3 (4.4)	5.8 (5.3)
合計(人)	2,118 (2,099)	1,831 (1,836)	287 (235)	1,184 (1,194)	934 (905)	2,141 (2,153)	1,852 (1,872)	289 (252)	1,186 (1,215)	955 (938)

- ・前回調査に比べて大きな変化はなく、「5.内部監査部門系」との兼務が47.4%（前回47.5%）と最も多く、次いで「1.総務系」が24.9%（前回24.8%）となっている。
- ・大会社以外の会社および非上場会社では、「3.経理・財務系」との兼務者がそれぞれ14%程度（大会社以外：13.5%、非上場：13.9%）を占めており、大会社8.5%、上場会社5.3%と比べて多くなっている。これは、内部監査部門等のスタッフ設置率が大会社以外の会社で67.4%、非上場会社で71.9%と、他の会社形態に比べて低くなっている（大会社88.5%、上場会社95.6%）ことがひとつの理由と考えられる（問1-10参照）。

問 1-10 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが 「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	3,033 (3,051)	2,581 (2,612)	452 (417)	1,841 (1,864)	1,192 (1,187)	3,050 (3,089)	2,590 (2,631)	460 (436)	1,845 (1,873)	1,205 (1,216)
	84.1 (83.0)	88.2 (86.8)	69.0 (65.1)	95.4 (94.1)	71.1 (69.9)	84.6 (84.0)	88.5 (87.5)	70.2 (68.0)	95.6 (94.6)	71.9 (71.7)
スタッフ総数平均(人)	5.74 (5.61)	6.27 (6.09)	2.69 (2.26)	6.25 (6.15)	4.95 (4.75)	5.77 (5.66)	6.33 (6.15)	2.68 (2.31)	6.30 (6.21)	4.96 (4.80)
専属スタッフ平均(人)	4.92 (4.75)	5.45 (5.23)	1.87 (1.36)	5.55 (5.38)	3.94 (3.76)	4.92 (4.78)	5.46 (5.29)	1.82 (1.37)	5.59 (5.45)	3.88 (3.75)
兼務スタッフ平均(人)	0.83 (0.86)	0.82 (0.85)	0.83 (0.89)	0.70 (0.77)	1.01 (1.00)	0.86 (0.87)	0.86 (0.86)	0.86 (0.94)	0.71 (0.76)	1.08 (1.05)
専属スタッフがいる会社数 (上段:社、下段:%)	2,581 (2,576)	2,251 (2,268)	330 (290)	1,686 (1,692)	895 (884)	2,584 (2,605)	2,253 (2,289)	331 (299)	1,677 (1,700)	907 (905)
	71.5 (70.1)	77.0 (75.4)	50.4 (45.2)	87.3 (85.5)	53.3 (52.1)	71.6 (70.8)	77.0 (76.1)	50.5 (46.6)	86.9 (85.9)	54.1 (53.3)
専属スタッフ平均(人)	5.78 (5.62)	6.25 (6.03)	2.56 (1.96)	6.06 (5.92)	5.24 (5.04)	5.80 (5.67)	6.28 (6.08)	2.53 (2.00)	6.15 (6.00)	5.16 (5.05)
合計(社)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)	3,607 (3,677)	2,925 (3,008)	655 (641)	1,930 (1,980)	1,677 (1,697)

- ・内部監査部門等のスタッフが「いる」会社の割合は全体で84.6%であり、平均人数は5.77人(専属4.92人、兼務0.86人)であった。
- ・大会社以外の会社では、内部監査部門等のスタッフ設置率が70.2%と他の会社形態に比べて低くなっており(大会社88.5%、上場会社95.6%)、監査役スタッフの設置率が増加したのとは対照的に、内部監査部門等のスタッフについては、依然として会社の形態によって設置が難しい状況がうかがえる。(問1-8参照)

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権（会社法343条）の行使状況

問2-1 監査役選任議案の有無

（カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,349 (1,815)	65.1 (49.4)	2,002 (1,499)	68.4 (49.8)	331 (304)	50.5 (47.4)	1,389 (979)	72.0 (49.4)	960 (836)	57.2 (49.3)
2. なかった	1,258 (1,862)	34.9 (50.6)	923 (1,509)	31.6 (50.2)	324 (337)	49.5 (52.6)	541 (1,001)	28.0 (50.6)	717 (861)	42.8 (50.7)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問2-2 監査役選任議案の決定プロセス（複数回答可）

（問2-1で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した	93 (52)	4.0 (2.9)	77 (38)	3.8 (2.5)	12 (12)	3.6 (3.9)	51 (25)	3.7 (2.6)	42 (27)	4.4 (3.2)
2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した	131 (103)	5.6 (5.7)	106 (80)	5.3 (5.3)	21 (21)	6.3 (6.9)	77 (69)	5.5 (7.0)	54 (34)	5.6 (4.1)
3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	84 (59)	3.6 (3.3)	71 (46)	3.5 (3.1)	11 (13)	3.3 (4.3)	56 (36)	4.0 (3.7)	28 (23)	2.9 (2.8)
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した	2,104 (1,608)	89.6 (88.6)	1,815 (1,357)	90.7 (90.5)	278 (241)	84.0 (79.3)	1,266 (886)	91.1 (90.5)	838 (722)	87.3 (86.4)
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	43 (57)	1.8 (3.1)	25 (33)	1.2 (2.2)	17 (24)	5.1 (7.9)	1 (1)	0.1 (0.1)	42 (56)	4.4 (6.7)
回答社数	2,349 (1,815)		2,002 (1,499)		331 (304)		1,389 (979)		960 (836)	

- ・「1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は全体で4.0%（前回調査から約1ポイント増加）、「2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は5.6%、「3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は3.6%といずれも少数にとどまった。選択肢1から3の合計は13.2%であり、監査役(会)が提案した会社は1割程度にとどまっている。
- ・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で89.6%と最も多くなっている。

問 2-3 監査役選任議案への同意の理由（複数回答可）

（問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計・財務に関する知見を有するから	1,057 (851)	45.0 (46.9)	907 (710)	45.3 (47.4)	144 (134)	43.5 (44.1)	646 (484)	46.5 (49.4)	411 (367)	42.8 (43.9)
2. 法務部門出身者だから	134 (110)	5.7 (6.1)	113 (96)	5.6 (6.4)	20 (12)	6.0 (3.9)	89 (64)	6.4 (6.5)	45 (46)	4.7 (5.5)
3. 会社の状況に通じているから	1,360 (—)	57.9 (—)	1,170 (—)	58.4 (—)	177 (—)	53.5 (—)	835 (—)	60.1 (—)	525 (—)	54.7 (—)
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	659 (—)	28.1 (—)	576 (—)	28.8 (—)	81 (—)	24.5 (—)	447 (—)	32.2 (—)	212 (—)	22.1 (—)
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	599 (356)	25.5 (19.6)	547 (303)	27.3 (20.2)	45 (52)	13.6 (17.1)	492 (278)	35.4 (28.4)	107 (78)	11.1 (9.3)
6. 東証から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	317 (257)	13.5 (14.2)	305 (238)	15.2 (15.9)	12 (19)	3.6 (6.3)	310 (242)	22.3 (24.7)	7 (15)	0.7 (1.8)
7. 親会社や大株主の役職員だから	630 (640)	26.8 (35.3)	535 (523)	26.7 (34.9)	93 (113)	28.1 (37.2)	198 (201)	14.3 (20.5)	432 (439)	45.0 (52.5)
8. 取引先の役職員だから	112 (105)	4.8 (5.8)	100 (94)	5.0 (6.3)	10 (9)	3.0 (3.0)	76 (68)	5.5 (6.9)	36 (37)	3.8 (4.4)
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	35 (59)	1.5 (3.3)	21 (34)	1.0 (2.3)	14 (24)	4.2 (7.9)	1 (1)	0.1 (0.1)	34 (58)	3.5 (6.9)
回答社数	2,349 (1,815)		2,002 (1,499)		331 (304)		1,389 (979)		960 (836)	

- ・最も多いのは「3. 会社の状況に通じているから」であり、全体で 57.9%、大会社 58.4%、上場会社 60.1%と、約6割に達している。
- ・次に多いのは「1. 会計・財務に関する知見を有するから」であり、全体で 45.0%、また全ての会社形態において 4割を超えている。会社法施行規則により記載が要請されていることや、IFRSなどの複雑化する会計システムに対応するため、財務・会計の知識を有する人材が監査役に選任される傾向があることがうかがえる。
- ・3番目に多いのは「4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから」であり、全体で 28.1%、大会社で 28.8%、上場会社では 32.2%である。他方、大会社以外及び非上場会社では、「7. 親会社や大株主の役職員だから」の方が多く、大会社以外では 28.1%、特に非上場会社では 45.0%と半数近くを占めている。
- ・上場会社では「6. 東証から導入を要請されている「独立役員」に該当するから」が 22.3%と約 5 分の 1 を占めており、全体の 13.5%と比べ多くなっている。その理由として、上場会社には、証券取引所が規定する独立役員を選任することが要請されていることが考えられる。

問3 監査役の退任の状況

問3-1 退任監査役の有無

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 退任した監査役がいた会社	1,791	49.7	1,549	53.0	230	35.1	961	49.8	830	49.5
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 退任した監査役がいなかった会社	1,816	50.3	1,376	47.0	425	64.9	969	50.2	847	50.5
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
回答社数	3,607		2,925		655		1,930		1,677	
	(—)		(—)		(—)		(—)		(—)	

・「1.退任した監査役がいた会社」は全体で 49.7%あり、約半数に達している。なお、前回調査では任期途中での「辞任」の有無のみを問うていたが、今回調査では「辞任」に加え任期満了に伴う「退任」も含まれている。(第11回インターネット・アンケート 問3-1 参照)

問3-2 退任の経緯

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 任期満了での退任であった	864	48.2	770	49.7	84	36.5	598	62.2	266	32.0
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 任期途中での辞任であった	804	44.9	667	43.1	135	58.7	300	31.2	504	60.7
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、任期途中での辞任、双方があった	123	6.9	112	7.2	11	4.8	63	6.6	60	7.2
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
回答社数	1,791		1,549		230		961		830	
	(—)		(—)		(—)		(—)		(—)	

・今回調査では、選択肢「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、任期途中での辞任、双方があった」を追加した。

・全体では「1. 任期満了での退任であった」が約 5 割(48.2%)、「2. 任期途中での辞任であった」が 4 割以上(44.9%)とそれぞれ半数程度の割合であった。

・上場会社では「1. 任期満了での退任であった」が 6 割以上(62.2%)と多数であった。

・大会社以外及び非上場会社では、「2. 任期途中での辞任であった」が 6 割程度と多数であった(大会社以外: 58.7%、非上場会社:60.7%)。

問 3-3 辞任の理由（複数回答可）

（問 3-2 で「2. 任期途中での辞任であった」及び「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、任期途中での辞任、双方があった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 役職定年等、社内規定によるもの	192 (229)	20.7 (21.4)	167 (208)	21.4 (22.6)	25 (21)	17.1 (14.2)	60 (97)	16.5 (19.4)	132 (132)	23.4 (23.2)
2. 執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの	236 (216)	25.5 (20.2)	200 (178)	25.7 (19.4)	35 (38)	24.0 (25.7)	60 (63)	16.5 (12.6)	176 (153)	31.2 (26.9)
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	33 (28)	3.6 (2.6)	28 (22)	3.6 (2.4)	5 (5)	3.4 (3.4)	6 (2)	1.7 (0.4)	27 (26)	4.8 (4.6)
4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの	76 (86)	8.2 (8.0)	63 (75)	8.1 (8.2)	13 (11)	8.9 (7.4)	48 (61)	13.2 (12.2)	28 (25)	5.0 (4.4)
5. その他一身上の都合によるもの	452 (510)	48.8 (47.7)	377 (436)	48.4 (47.4)	74 (73)	50.7 (49.3)	219 (277)	60.3 (55.4)	233 (233)	41.3 (40.9)
回答社数	927 (1,069)		779 (919)		146 (148)		363 (500)		564 (569)	

- ・「5. その他一身上の都合によるもの」を除けば、「2. 執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの」が 25.5%（前回調査より 5.3 ポイント増加）、特に大会社では 6.3 ポイント増加し 25.7%と最も多く、次いで「1. 役職定年等、社内規定によるもの」であり、全体で 20.7%である。
- ・上場会社では、「1. 役職定年等、社内規定によるもの」と「2. 執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの」が同一で 16.5%あり、次に「4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの」が 13.2%と、他の会社形態より多くなっている。

問 3-4 辞任の理由の開示

(問 3-2 で「2. 任期途中で辞任であった」及び「3. 退任者が複数おり、任期満了での退任、任期途中で辞任、双方があった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 辞任の理由を事業報告に記載した (会社法施行規則第 121 条第 6 号ハ)	68 (90)	7.3 (8.4)	52 (76)	6.7 (8.3)	16 (14)	11.0 (9.5)	30 (42)	8.3 (8.4)	38 (48)	6.7 (8.4)
2. 辞任の理由を株主総会で述べた (会社法第 345 条第 2 項・4 項)	148 (141)	16.0 (13.2)	116 (107)	14.9 (11.6)	32 (32)	21.9 (21.6)	24 (31)	6.6 (6.2)	124 (110)	22.0 (19.3)
3. 上記 1、2 とも行った	48 (51)	5.2 (4.8)	38 (41)	4.9 (4.5)	10 (10)	6.8 (6.8)	24 (24)	6.6 (4.8)	24 (27)	4.3 (4.7)
4. 上記 1、2 とも行わなかった	663 (787)	71.5 (73.6)	573 (695)	73.6 (75.6)	88 (92)	60.3 (62.2)	285 (403)	78.5 (80.6)	378 (384)	67.0 (67.5)
回答社数	927 (1,069)		779 (919)		146 (148)		363 (500)		564 (569)	

- ・「1.辞任の理由を事業報告に記載した」、「2.辞任の理由を株主総会で述べた」ともに行わなかった会社(選択肢 4)の比率が全体で 71.5%あり、前回と同様に多数を占めている。
- ・「2. 辞任の理由を株主総会で述べた」が全体で 16.0%あり、比較的多くなっている。特に、大会社以外では 21.9%、非公開会社では 22.0%と2割を超えている。

問 4 事業報告

問 4-1 事業報告作成時の監査役と執行部門との協議

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った	339 (371)	9.4 (10.1)	277 (297)	9.5 (9.9)	58 (67)	8.9 (10.5)	184 (204)	9.5 (10.3)	155 (167)	9.2 (9.8)
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた	2,459 (2,425)	68.2 (66.0)	2,027 (2,030)	69.3 (67.5)	415 (384)	63.4 (59.9)	1,347 (1,344)	69.8 (67.9)	1,112 (1,081)	66.3 (63.7)
3. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場は設けなかった	710 (778)	19.7 (21.2)	547 (598)	18.7 (19.9)	157 (172)	24.0 (26.8)	358 (383)	18.5 (19.3)	352 (395)	21.0 (23.3)
4. その他	99 (103)	2.7 (2.8)	74 (83)	2.5 (2.8)	25 (18)	3.8 (2.8)	41 (49)	2.1 (2.5)	58 (54)	3.5 (3.2)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」は全体で 9.4%にとどまったものの、1及び 2 を合わせて監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社は 77.6%(大会社:78.8%、上場会社:79.3%)であった。

問 4-2 財務・会計に関する知見の有無の記載（公開会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
記載あり	1,465 (1,446)	69.6 (67.2)	1,367 (1,365)	69.9 (67.7)	98 (81)	65.3 (59.6)	1,381 (1,358)	71.7 (68.7)	84 (88)	47.2 (50.3)
1名	826 (806)	39.2 (37.4)	771 (755)	39.4 (37.4)	55 (51)	36.7 (37.5)	782 (755)	40.6 (38.2)	44 (51)	24.7 (29.1)
2名	416 (408)	19.8 (19.0)	392 (391)	20.1 (19.4)	24 (17)	16.0 (12.5)	391 (389)	20.3 (19.7)	25 (19)	14.0 (10.9)
3名以上	223 (232)	10.6 (10.8)	204 (219)	10.4 (10.9)	19 (13)	12.7 (9.6)	208 (214)	10.8 (10.8)	15 (18)	8.4 (10.3)
記載なし	640 (707)	30.4 (32.8)	588 (652)	30.1 (32.3)	52 (55)	34.7 (40.4)	546 (620)	28.3 (31.3)	94 (87)	52.8 (49.7)
回答社数	2,105 (2,153)		1,955 (2,017)		150 (136)		1,927 (1,978)		178 (175)	

・記載をした会社が公開会社では 69.6% (2.4 ポイント増)、上場会社では 71.7% (3.0 ポイント増) であった。

・記載者は 1 名が最も多く、約 4 割 (39.2%) であった。

◎財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 常勤社内監査役(人)	505 (511)	21.1 (21.5)	492 (500)	22.1 (22.2)	13 (11)	8.0 (8.7)	477 (480)	21.2 (21.6)	28 (31)	19.3 (20.4)
2. 常勤社外監査役(人)	293 (298)	12.2 (12.5)	259 (273)	11.6 (12.1)	34 (25)	20.9 (19.7)	276 (278)	12.3 (12.5)	17 (20)	11.7 (13.2)
3. 非常勤社内監査役(人)	59 (69)	2.5 (2.9)	53 (67)	2.4 (3.0)	6 (2)	3.7 (1.6)	53 (64)	2.4 (2.9)	6 (5)	4.1 (3.3)
4. 非常勤社外監査役(人)	1,537 (1,501)	64.2 (63.1)	1,427 (1,412)	64.0 (62.7)	110 (89)	67.5 (70.1)	1,443 (1,405)	64.2 (63.1)	94 (96)	64.8 (63.2)
回答数(人)	2,394 (2,379)		2,231 (2,252)		163 (127)		2,249 (2,227)		145 (152)	

・公開会社全体では「4.非常勤社外監査役」が 64.2% と多数を占めている。

・「1.常勤社内監査役」と「2. 常勤社外監査役」を合わせた常勤者における記載は、33.3%にとどまっている。

◎常勤監査役についての財務・会計に関する知見の記載の有無

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
常勤監査役について記載あり(社)	671	31.9	627	32.1	44	29.3	635	33.0	36	20.2
	(697)	(32.4)	(663)	(32.9)	(34)	(25.0)	(654)	(33.1)	(43)	(24.6)
常勤社内・常勤社外ともに記載あり(社)	56	2.7	53	2.7	3	2.0	50	2.6	6	3.4
	(48)	(2.2)	(47)	(2.3)	(1)	(0.7)	(44)	(2.2)	(4)	(2.3)
常勤社内のみ記載あり(社)	400	19.0	390	19.9	10	6.7	380	19.7	20	11.2
	(420)	(19.5)	(411)	(20.4)	(9)	(6.6)	(396)	(18.2)	(24)	(13.7)
常勤社外のみ記載あり(社)	215	10.2	184	9.4	31	20.7	205	10.6	10	5.6
	(229)	(10.6)	(205)	(10.2)	(24)	(17.6)	(214)	(10.8)	(15)	(8.6)
常勤監査役について記載なし(社)	1,434	68.1	1,328	67.9	106	70.7	1,292	67.0	142	79.8
	(1,456)	(67.6)	(1,354)	(67.1)	(102)	(75.0)	(1,324)	(66.9)	(132)	(75.4)
回答数(社)	2,105		1,955		150		1,927		178	
	(2,153)		(2,017)		(136)		(1,978)		(175)	

・常勤監査役について記載している会社は、31.9%と約3割にとどまった。

問4-3 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の経歴

(問4-2でいずれかに「1」以上を入力した会社のみ回答)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. CFO等、財務部門管掌の経験を有する(人)	287	12.0	267	12.0	20	12.3	264	11.7	23	15.9
	(299)	(12.6)	(285)	(12.7)	(14)	(11.0)	(268)	(12.0)	(31)	(20.4)
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する(人)	565	23.6	546	24.5	19	11.7	521	23.2	44	30.3
	(623)	(26.2)	(604)	(26.8)	(19)	(15.0)	(577)	(25.9)	(46)	(30.3)
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)	936	39.1	859	38.5	77	47.2	898	39.9	38	26.2
	(904)	(38.0)	(844)	(37.5)	(60)	(47.2)	(870)	(39.1)	(34)	(22.4)
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する(人)	358	15.0	333	14.9	25	15.3	337	15.0	21	14.5
	(347)	(14.6)	(325)	(14.4)	(22)	(17.3)	(322)	(14.5)	(25)	(16.4)
5. その他	248	10.4	226	10.1	22	13.5	229	10.2	19	13.1
	(206)	(8.7)	(194)	(8.6)	(12)	(9.4)	(190)	(8.5)	(16)	(10.5)
回答数(人)	2,394		2,231		163		2,249		145	
	(2,379)		(2,252)		(127)		(2,227)		(152)	

・「3.公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)」が全体で39.1%あり、前回調査同様、専門的有資格者が多数を占めた。次いで「2.経理又は財務部門で相応の実務経験を有する(人)」が23.6%であった。

問 5 内部統制システムに係る取締役会決議（大会社のみ回答）

問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 見直しの決議を行った	663 (810)	22.7 (26.9)	435 (532)	24.1 (28.3)	228 (278)	20.4 (24.6)
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った	1,069 (1,042)	36.5 (34.6)	679 (662)	37.6 (35.2)	390 (380)	34.9 (33.7)
3. 見直しの決議を行っていない	1,193 (1,156)	40.8 (38.4)	694 (685)	38.4 (36.5)	499 (471)	44.7 (41.7)
回答社数	2,925 (3,008)		1,808 (1,879)		1,117 (1,129)	

- ・「1.見直しの決議を行った」は全体で 22.7%であり、前回より 4.2 ポイント減少した。他方、「2.見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った」は全体で 36.5%あり、約 2 ポイント増加した。
- ・「3.見直しの決議を行っていない」は 2.4 ポイント増加し、約 4 割を占めている。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目（複数回答可）

（問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 362 条 4 項 6 号)	265 (294)	40.0 (36.3)	162 (192)	37.2 (36.1)	103 (102)	45.2 (36.7)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)	119 (153)	17.9 (18.8)	72 (90)	16.6 (16.9)	47 (63)	20.6 (22.6)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)	222 (274)	33.5 (33.8)	137 (174)	31.5 (32.7)	85 (100)	37.3 (36.0)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)	180 (224)	27.1 (27.6)	118 (139)	27.1 (26.1)	62 (85)	27.2 (30.5)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)	151 (180)	22.8 (22.2)	89 (106)	20.5 (19.9)	62 (74)	27.2 (26.6)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)	202 (237)	30.5 (29.2)	129 (157)	29.7 (29.5)	73 (80)	32.0 (28.7)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)	88 (101)	13.3 (12.4)	56 (61)	12.9 (11.4)	32 (40)	14.0 (14.3)
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)	62 (76)	9.4 (9.4)	36 (46)	8.3 (8.6)	26 (30)	11.4 (10.8)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)	114 (132)	17.2 (16.3)	73 (79)	16.8 (14.8)	41 (53)	18.0 (19.0)
10. 上記7～9のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)	103 (124)	15.5 (15.3)	66 (69)	15.2 (12.9)	37 (55)	16.2 (19.8)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	110 (152)	16.6 (18.7)	74 (116)	17.0 (21.8)	36 (36)	15.8 (13.0)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	146 (219)	22.0 (27.0)	104 (157)	23.9 (29.5)	42 (62)	18.4 (22.3)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	60 (64)	9.0 (7.9)	34 (44)	7.8 (8.2)	26 (20)	11.4 (7.2)
14. その他	109 (125)	16.4 (15.4)	73 (76)	16.8 (14.2)	36 (49)	15.8 (17.6)
回答社数	663 (810)		435 (532)		228 (278)	

- ・「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が全体で 3.7 ポイント増加し、40.0%と最も多かった。次いで「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が全体で 33.5%、「6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が全体で 30.5%であり、上位の順番に変化はなかった。
- ・「9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」が全体で 17.2%(前回より 0.9 ポイント増)、上場会社で 16.8%(2.0 ポイント増)とやや増加している。
- ・選択肢「7」～「10」の監査役監査の実効性確保に関するものが、全体でそれぞれ「7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」(13.3%)、「8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項」(9.4%)、「9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(17.2%)、「10. 上記7～9のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(15.5%)で、合計が 55.4%となり、前回調査実施時(合計 53.4%)から 2.0 ポイント増加した。特に上場会社では、これらの合計が前回 47.7%→53.2%と 5.5 ポイント増加した。

問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

(問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役の要請に基づいて見直した	87 (102)	13.1 (12.6)	50 (53)	11.5 (10.0)	37 (49)	16.2 (17.6)
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	382 (448)	57.6 (55.3)	259 (312)	59.5 (58.6)	123 (136)	53.9 (48.9)
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	194 (260)	29.3 (32.1)	126 (167)	29.0 (31.4)	68 (93)	29.8 (33.5)
回答社数	663 (810)		435 (532)		228 (278)	

・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 57.6%と最も多いものの、「1. 監査役の要請に基づいて見直した」(13.1%)、「3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(29.3%)が合わせて 4 割以上(42.4%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる。

問 5-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示

直近に作成した事業報告において、内部統制システムに係る取締役会決議の内容の概要のほかに、内部統制システムの構築・運用の状況に関する記載がなされていたか。

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分に記載されている	944	32.3	560	31.0	384	34.4
2. ある程度記載されている	964	33.0	584	32.3	380	34.0
3. 記載されていない	1,017	34.8	664	36.7	353	31.6
回答社数	2,925		1,808		1,117	

・「3. 記載されていない」が全体で 34.8%と最も多いものの、「1. 十分に記載されている」(32.3%)、「2. ある程度記載されている」(33.0%)が合わせて 65.3%あり、内部統制システムの構築・運用状況については一定程度の記載がされている会社が過半数あることがうかがえる。

問 6 監査報告の作成

問 6-1 「監査役会」設置会社

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「監査役会」設置会社である	2,951 (3,004)	81.8 (81.7)	2,702 (2,794)	92.4 (92.9)	233 (196)	35.6 (30.6)	1,924 (1,967)	99.7 (99.3)	1,027 (1,037)	61.2 (61.1)
2. 「監査役会」設置会社ではない	656 (673)	18.2 (18.3)	223 (214)	7.6 (7.1)	422 (445)	64.4 (69.4)	6 (13)	0.3 (0.7)	650 (660)	38.8 (38.9)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問 6-2 監査役会における監査役会監査報告作成の審議 (監査役会設置会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1回	1,446 (1,577)	49.0 (52.6)	1,328 (1,475)	49.1 (52.8)	116 (96)	46.6 (49.7)	896 (968)	46.6 (49.3)	549 (609)	53.5 (58.8)
2. 2回	966 (907)	32.7 (30.3)	891 (843)	33.0 (30.2)	75 (60)	30.1 (31.1)	670 (654)	34.8 (33.3)	296 (253)	28.8 (24.4)
3. 3回以上	539 (514)	18.3 (17.1)	483 (473)	17.9 (16.9)	58 (37)	23.3 (19.2)	358 (341)	18.6 (17.4)	182 (173)	17.7 (16.7)
回答社数	2,951 (2,998)		2,702 (2,791)		249 (193)		1,924 (1,963)		1,027 (1,035)	

・監査役監査報告の作成の審議回数「1 回」の会社は前回(52.6%)から 3.6 ポイント減少し、49.0%と半数以下になった一方、審議回数「2 回」の会社が前回(30.3%)から 2.4 ポイント増の 32.7%、「3 回以上」の会社が前回(17.1%)から 1.2 ポイント増の 18.3%となり、監査役会監査報告の作成の審議を「2 回以上」行う会社が増加している。

問 6-3 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整（監査役会設置会社のみ回答）
（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 常勤監査役のみで調整を行った	318 (331)	10.8 (11.0)	300 (317)	11.1 (11.3)	17 (11)	7.3 (5.6)	219 (215)	11.4 (10.9)	99 (116)	9.6 (11.2)
2. 社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った	2,503 (2,523)	84.8 (84.0)	2,293 (2,340)	84.9 (83.8)	197 (172)	84.5 (87.8)	1,649 (1,681)	85.7 (85.5)	854 (842)	83.2 (81.2)
3. 事前の調整は行っていない	171 (197)	5.8 (6.6)	152 (186)	5.6 (6.7)	18 (11)	7.7 (5.6)	92 (108)	4.8 (5.5)	79 (89)	7.7 (8.6)
4. その他	25 (14)	0.8 (0.5)	19 (11)	0.7 (0.4)	4 (2)	1.7 (1.0)	8 (8)	0.4 (0.4)	17 (6)	1.7 (0.6)
回答社数	2,951 (3,004)		2,702 (2,794)		233 (196)		1,924 (1,967)		1,027 (1,037)	

・「2.社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が最も多く(84.8%)、会社形態にかかわらず、すべての監査役の間で調整を行っていることがわかる。

問 6-4 監査役の個別意見付記の有無（監査役会設置会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	146 (123)	4.9 (4.1)	129 (113)	4.8 (4.0)	16 (10)	6.9 (5.1)	78 (66)	4.1 (3.4)	68 (57)	6.6 (5.5)
2. なかった	2,805 (2,881)	95.1 (95.9)	2,573 (2,681)	95.2 (96.0)	217 (186)	93.1 (94.9)	1,846 (1,901)	95.9 (96.6)	959 (980)	93.4 (94.5)
回答社数	2,951 (3,004)		2,702 (2,794)		233 (196)		1,924 (1,967)		1,027 (1,037)	

・個別意見の付記があった会社は全体で4.9%と少ないものの、前回調査と比較して0.8ポイント増加している。すべての会社形態で引き続き増加傾向にある。

問 7 決算短信

問 7-1 決算短信作成の有無

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 作成会社である	1,985 (2,037)	55.0 (55.4)	1,855 (1,921)	63.4 (63.9)	130 (115)	19.8 (17.9)	1,924 (1,979)	99.7 (99.9)	61 (58)	3.6 (3.4)
2. 作成会社ではない	1,622 (1,640)	45.0 (44.6)	1,070 (1,087)	36.6 (36.1)	525 (526)	80.2 (82.1)	6 (1)	0.3 (0.1)	1,616 (1,639)	96.4 (96.6)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問 7-2 決算短信の取締役会付議状況（決算短信作成会社のみ回答）

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議されている	1,619 (1,672)	81.6 (82.1)	1,511 (1,577)	81.5 (82.1)	108 (94)	83.1 (81.7)	1,583 (1,631)	82.3 (82.4)	36 (41)	59.0 (70.7)
2. 報告事項として付議されている	264 (252)	13.3 (12.4)	247 (237)	13.3 (12.3)	17 (15)	13.1 (13.0)	247 (243)	12.8 (12.3)	17 (9)	27.9 (15.5)
3. 付議されていない	102 (113)	5.1 (5.5)	97 (107)	5.2 (5.6)	5 (6)	3.8 (5.2)	94 (105)	4.9 (5.3)	8 (8)	13.1 (13.8)
回答社数	1,985 (2,037)		1,855 (1,921)		130 (115)		1,924 (1,979)		61 (58)	

・全体として前回調査から大きな変化は見られないが、「1.決議事項として付議されている」(81.6%)と「2.報告事項として付議されている」(13.3%)を合わせた約 95%(94.9%)の会社において、何らかの形で取締役会に付議されている。

問 7-3 監査役の決算短信の監査（決算短信作成会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査している	1,394 (1,496)	70.2 (73.4)	1,291 (1,403)	69.6 (73.0)	103 (92)	79.2 (80.0)	1,364 (1,461)	70.9 (73.8)	30 (35)	49.2 (60.3)
2. 監査していない	591 (541)	29.8 (26.6)	564 (518)	30.4 (27.0)	27 (23)	20.8 (20.0)	560 (518)	29.1 (26.2)	31 (23)	50.8 (39.7)
回答社数	1,985 (2,037)		1,855 (1,921)		130 (115)		1,924 (1,979)		61 (58)	

・決算短信を監査している会社の割合が全体で 70.2% (3.2 ポイント減) と 7 割に達しているものの、全ての会社形態において減少している(大会社 3.4 ポイント減、上場会社 2.9 ポイント減)。

問 7-4 決算短信の監査内容（複数回答可）

（問 7-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	458 (450)	32.9 (30.1)	418 (419)	32.4 (29.9)	40 (31)	38.8 (33.7)	449 (440)	32.9 (30.1)	9 (10)	30.0 (28.6)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	1,085 (1,150)	77.8 (76.9)	1,009 (1,079)	78.2 (76.9)	76 (70)	73.8 (76.1)	1,063 (1,128)	77.9 (77.2)	22 (22)	73.3 (62.9)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	788 (846)	56.5 (56.6)	726 (792)	56.2 (56.5)	62 (53)	60.2 (57.6)	771 (822)	56.5 (56.3)	17 (24)	56.7 (68.6)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	830 (921)	59.5 (61.6)	776 (875)	60.1 (62.4)	54 (45)	52.4 (48.9)	820 (909)	60.1 (62.2)	10 (12)	33.3 (34.3)
回答社数	1,394 (1,496)		1,291 (1,403)		103 (92)		1,364 (1,461)		30 (35)	

・前回と同様、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が全体で 77.8% と最も多い。
 ・「1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した」が全体で 2.8 ポイント増加し 32.9% となり、また全ての会社形態で増加している(大会社 2.5 ポイント増加、上場会社 2.8 ポイント増加)。

問 8 有価証券報告書

問 8-1 有価証券報告書作成の有無

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 作成会社である	2,073 (2,111)	57.5 (57.4)	1,935 (1,989)	66.2 (66.1)	137 (121)	20.9 (18.9)	1,923 (1,973)	99.6 (99.6)	150 (138)	8.9 (8.1)
2. 作成会社ではない	1,534 (1,566)	42.5 (42.6)	990 (1,019)	33.8 (33.9)	518 (520)	79.1 (81.1)	7 (7)	0.4 (0.4)	1,527 (1,559)	91.1 (91.9)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況（有価証券報告書作成会社のみ回答）

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議 されている	976 (1,030)	47.1 (48.8)	896 (950)	46.3 (47.8)	79 (80)	57.7 (66.1)	927 (978)	48.2 (49.6)	49 (52)	32.7 (37.7)
2. 報告事項として付議 されている	424 (415)	20.5 (19.7)	395 (390)	20.4 (19.6)	29 (25)	21.2 (20.7)	388 (387)	20.2 (19.6)	36 (28)	24.0 (20.3)
3. 付議されていない	673 (666)	32.5 (31.5)	644 (649)	33.3 (32.6)	29 (16)	21.2 (13.2)	608 (608)	31.6 (30.8)	65 (58)	43.3 (42.0)
回答社数	2,073 (2,111)		1,935 (1,989)		137 (121)		1,923 (1,973)		150 (138)	

・「1.決議事項として付議」と「2.報告事項として付議」を合わせると全体で 67.6%となり、決算短信の場合と比べると少ないものの(問 7-2 参照)、前回と同様、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている。

問 8-3 有価証券報告書の提出時期（有価証券報告書作成会社のみ回答）

定時株主総会の前後、何れの日の有価証券報告書を提出しているか。

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 定時株主総会日より前に提出した	12	0.6	11	0.6	1	0.7	12	0.6	0	0.0
2. 定時株主総会の 終了後に提出した	2,061	99.4	1,824	99.4	136	99.3	1,911	99.4	150	100.0
回答社数	2,073		1,935		137		1,923		150	

・「1.定時株主総会日より前に提出した」は全体で 12 社(0.6%)であり、「2. 定時株主総会の終了後に提出した」が全体で 99.4%と大多数を占めている。

問 8-4 有価証券報告書の提出時期

定時株主総会の何日前に有価証券報告書を提出したか。(問 8-3 で「1. 定時株主総会日より前に提出した」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1日～5日前	5	41.7	5	45.5	0	0.0	5	41.7	0	0.0
2. 6日～10日前	6	50.0	5	45.5	1	100.0	6	50.0	0	0.0
3. 11日以上前	1	8.3	1	9.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0
回答社数	12		11		1		12		0	

・全体では「2. 6日～10日前」が50.0%(6社)と最も多く、次いで「1. 1日～5日前」が41.7%(5社)であった。また、「3. 11日以上前」が1社あった。

問 8-5 監査役の有価証券報告書の監査 (有価証券報告書作成会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	1,469 (1,571)	70.9 (74.4)	1,373 (1,472)	71.0 (74.0)	95 (98)	69.3 (81.0)	1,382 (1,480)	71.9 (75.0)	87 (91)	58.0 (65.9)
2. 監査していない	604 (540)	29.1 (25.6)	562 (517)	29.0 (26.0)	42 (23)	30.7 (19.0)	541 (493)	28.1 (25.0)	63 (47)	42.0 (34.1)
回答社数	2,073 (2,111)		1,935 (1,989)		137 (121)		1,923 (1,973)		150 (138)	

・有価証券報告書を「1. 監査している」会社は全体で 70.9%あり、7割の会社で監査を実施しているものの、前回調査からは減少している(全体 3.5 ポイント減少、大会社 3.0 ポイント減少、上場会社 3.1 ポイント減少)。

問 8-6 有価証券報告書の監査内容（複数回答可）

（問 8-5 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	587 (564)	40.0 (35.9)	540 (529)	39.3 (35.9)	47 (35)	49.5 (35.7)	551 (534)	39.9 (36.1)	36 (30)	41.4 (33.0)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	869 (945)	59.2 (60.2)	800 (873)	58.3 (59.3)	68 (72)	71.6 (73.5)	826 (897)	59.8 (60.6)	43 (48)	49.4 (52.7)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	816 (871)	55.5 (55.4)	755 (817)	55.0 (55.5)	60 (54)	63.2 (55.1)	772 (823)	55.9 (55.6)	44 (48)	50.6 (52.7)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	1,043 (1,112)	71.0 (70.8)	980 (1,062)	71.4 (72.1)	63 (49)	66.3 (50.0)	994 (1,062)	71.9 (71.8)	49 (50)	56.3 (55.0)
回答社数	1,469 (1,571)		1,373 (1,472)		95 (98)		1,382 (1,480)		87 (91)	

- ・最も多いのが「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」であり、全体で 71.0%、上場会社では 71.9%ある。
- ・次に多いのが「2.有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」であり、全体で59.2%あった（前回調査より1ポイント減少）。なお、大会社以外ではこの項目が最も多い(71.6%)。
- ・「1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」は全体で40.0%であり、前回調査より4.1ポイント増加している（大会社 3.4ポイント増加、上場会社 3.8ポイント増加）

問 9 定時株主総会における監査役の報告等

問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	3,202 (3,306)	88.8 (89.9)	2,635 (2,739)	90.1 (91.1)	543 (541)	82.9 (84.4)	1,896 (1,951)	98.2 (98.5)	1,306 (1,355)	77.9 (79.8)
2. 行わなかった	405 (371)	11.2 (10.1)	290 (269)	9.9 (8.9)	112 (100)	17.1 (15.6)	34 (29)	1.8 (1.5)	371 (342)	22.1 (20.2)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・監査役からの口頭報告を行った会社は全体で約 9 割(88.8%)ある。特に上場会社では 98.2%とほぼ全ての会社で口頭報告が行われた。

問 9-2 株主総会における監査役の口頭報告の変更（問 9-1 で「1. 行った」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告するなど、工夫した	465 (500)	14.5 (15.1)	367 (408)	13.9 (14.9)	88 (85)	16.2 (15.7)	277 (308)	14.6 (15.8)	188 (192)	14.4 (14.2)
2. 従来と特に変更を加えなかった	2,737 (2,806)	85.5 (84.9)	2,268 (2,331)	86.1 (85.1)	455 (456)	83.8 (84.3)	1,619 (1,643)	85.4 (84.2)	1,118 (1,163)	85.6 (85.8)
回答社数	3,202 (3,306)		2,635 (2,739)		543 (541)		1,896 (1,951)		1,306 (1,355)	

・全体で約 85% (85.5%) の会社において、特に変更は加えなかったが、「1. 監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告するなど、工夫した」会社が全体で 14.5% あった。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問の有無

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	119 (133)	3.3 (3.6)	112 (120)	3.8 (4.0)	5 (13)	0.8 (2.0)	112 (115)	5.8 (5.8)	7 (18)	0.4 (1.1)
2. なかった	3,488 (3,544)	96.7 (96.4)	2,813 (2,888)	96.2 (96.0)	650 (628)	99.2 (98.0)	1,818 (1,865)	94.2 (94.2)	1,670 (1,679)	99.6 (98.9)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

・監査役に関連した質問があった会社は、前回と同じく少数にとどまった（全体で 3.3%）。

問 9-4 株主総会における監査役に関連した質問内容（複数回答可）

（問 9-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 重点監査項目について	8 (1)	6.7 (0.8)	7 (0)	6.3 (0.0)	1 (1)	20.0 (7.7)	7 (0)	6.3 (0.0)	1 (1)	14.3 (5.6)
2. 実査・往査について	7 (7)	5.9 (5.3)	6 (5)	5.4 (4.2)	1 (2)	20.0 (15.4)	7 (6)	6.3 (5.2)	0 (1)	0.0 (5.6)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	6 (6)	5.0 (4.5)	6 (5)	5.4 (4.2)	0 (1)	0.0 (7.7)	4 (5)	3.6 (4.3)	2 (1)	28.6 (5.6)
4. 監査体制について	18 (13)	15.1 (9.8)	17 (12)	15.2 (10.0)	1 (1)	20.0 (7.7)	18 (11)	16.1 (9.6)	0 (2)	0.0 (11.1)
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	4 (2)	3.4 (1.5)	3 (2)	2.7 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (2)	2.7 (1.7)	1 (0)	14.3 (0.0)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
6. 取締役会への出席について	13 (13)	10.9 (9.8)	12 (13)	10.7 (10.8)	1 (0)	20.0 (0.0)	13 (13)	11.6 (11.3)	0 (0)	0.0 (0.0)
7. 会計監査人の監査結果について	4 (5)	3.4 (3.8)	4 (5)	3.6 (4.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (5)	3.6 (4.3)	0 (0)	0.0 (0.0)
8. 会計監査人の独立性について	2 (1)	1.7 (0.8)	2 (1)	1.8 (0.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (1)	1.8 (0.9)	0 (0)	0.0 (0.0)
9. 会計監査人との連携について	1 (1)	0.8 (0.8)	1 (1)	0.9 (0.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0.9 (0.9)	0 (0)	0.0 (0.0)
10. 監査役会の運営・議題について	2 (2)	1.7 (1.5)	2 (2)	1.8 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	1.8 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)
11. 社外監査役の独立性について	6 (6)	5.0 (4.5)	6 (6)	5.4 (5.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (6)	4.5 (5.2)	1 (0)	14.3 (0.0)
12. 社外監査役の役割や意思疎通の状況等について	4 (2)	3.4 (1.5)	4 (2)	3.6 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (2)	3.6 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)
13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	17 (9)	14.3 (6.8)	17 (7)	15.2 (5.8)	0 (2)	0.0 (15.4)	16 (9)	14.3 (7.8)	1 (0)	14.3 (0.0)
14. 補欠監査役の選任について	6 (2)	5.0 (1.5)	6 (2)	5.4 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	6 (2)	5.4 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)
15. 監査役の監査結果について	8 (12)	6.7 (9.0)	8 (10)	7.1 (8.3)	0 (2)	0.0 (15.4)	8 (8)	7.1 (7.0)	0 (4)	0.0 (22.2)
16. 監査役の財務・会計に関する知見について	2 (2)	1.7 (1.5)	1 (2)	0.9 (1.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0.9 (0.9)	1 (1)	14.3 (5.6)
17. 役員報酬について	7 (7)	5.9 (5.3)	7 (4)	6.3 (3.3)	0 (3)	0.0 (23.1)	7 (2)	6.3 (1.7)	0 (5)	0.0 (27.8)
18. 監査役会監査報告の記載内容について	10 (12)	8.4 (9.0)	7 (10)	6.3 (8.3)	1 (2)	20.0 (15.4)	7 (8)	6.3 (7.0)	3 (4)	42.9 (22.2)
19. その他	40 (69)	33.6 (51.9)	39 (63)	34.8 (52.5)	1 (6)	20.0 (46.2)	40 (62)	35.7 (53.9)	0 (7)	0.0 (38.9)
回答社数	119 (133)		112 (120)		5 (13)		112 (115)		7 (18)	

- ・「19.その他」を除くと、「4.監査体制について」が全体で 15.1%と最も多く(5.3 ポイント増加)、上場会社では 6.5 ポイント増加し 16.1%である。
- ・次に「13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について」が全体で 14.3%(7.5 ポイント増加)であった。
- ・前回調査でほとんど見られなかった「1. 重点監査項目について」が全体で 6.7%(5.9 ポイント増)、大会社及び上場会社では 6.3 ポイント増加した。他方、前回調査で比較的多数であった「15. 監査役の監査結果について」が全体で 6.7%(2.3 ポイント減少)、「18.監査役会監査報告の記載内容について」も全体で 8.4%(0.6 ポイント減少)と減少した。
- ・大会社及び上場会社では「17. 役員報酬について」が増加し 6.3%となった(大会社 3 ポイント増、上場会社 4.6 ポイント増)。

問 9-5 株主総会における監査役に関する質問への回答

監査役が質問に回答したか。(問 9-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が回答した	71 (88)	59.7 (66.2)	66 (79)	58.9 (65.8)	4 (9)	80.0 (69.2)	67 (73)	59.8 (63.5)	4 (15)	57.1 (83.3)
2. 監査役は回答しなかつた	48 (45)	40.3 (33.8)	46 (41)	41.1 (34.2)	1 (4)	20.0 (30.8)	45 (42)	40.2 (36.5)	3 (3)	42.9 (16.7)
回答社数	119 (133)		112 (120)		5 (13)		112 (115)		7 (18)	

・「1.監査役が回答した」が全体で 59.7%と 6 割近くを占めた。

Ⅲ 監査役（会）の日常監査について

問 10 取締役会における発言状況等

問 10-1 取締役会における監査役の発言状況（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	575 (613)	15.9 (16.7)	471 (513)	16.1 (17.1)	102 (96)	15.6 (15.0)	336 (360)	17.4 (18.2)	239 (253)	14.3 (14.9)
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	3,090 (3,153)	85.7 (85.7)	2,532 (2,600)	86.6 (86.4)	533 (532)	81.4 (83.0)	1,796 (1,845)	93.1 (93.2)	1,294 (1,308)	77.2 (77.1)
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	878 (911)	24.3 (24.8)	705 (722)	24.1 (24.0)	166 (178)	25.3 (27.8)	351 (353)	18.2 (17.8)	527 (558)	31.4 (32.9)
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	21 (26)	0.6 (0.7)	12 (16)	0.4 (0.5)	9 (9)	1.4 (1.4)	3 (6)	0.2 (0.3)	18 (20)	1.1 (1.2)
5. その他	38 (32)	1.1 (0.9)	30 (22)	1.0 (0.7)	7 (9)	1.1 (1.4)	11 (9)	0.6 (0.5)	27 (23)	1.6 (1.4)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・全体の 8 割以上 (85.7%) の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、取締役会において必要とあれば十分発言していることがわかる。
- ・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」はほとんどなかった (0.6%)。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	2,996 (3,082)	83.1 (83.8)	2,412 (2,531)	82.5 (84.1)	561 (527)	85.6 (82.2)	1,621 (1,682)	84.0 (84.9)	1,375 (1,400)	82.0 (82.5)
2. 経営判断原則の履行の充分性	2,131 (2,212)	59.1 (60.2)	1,766 (1,828)	60.4 (60.8)	346 (367)	52.8 (57.3)	1,241 (1,301)	64.3 (65.7)	890 (911)	53.1 (53.7)
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	3,139 (3,176)	87.0 (86.4)	2,563 (2,616)	87.6 (87.0)	556 (541)	84.9 (84.4)	1,719 (1,744)	89.1 (88.1)	1,420 (1,432)	84.7 (84.4)
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	607 (626)	16.8 (17.0)	520 (516)	17.8 (17.2)	81 (104)	12.4 (16.2)	348 (350)	18.0 (17.7)	259 (276)	15.4 (16.3)
5. 同業他社における対応、それとの差異	401 (423)	11.1 (11.5)	353 (360)	12.1 (12.0)	42 (57)	6.4 (8.9)	246 (259)	12.7 (13.1)	155 (164)	9.2 (9.7)
6. 業務執行の当・不当を質す観点	1,432 (1,540)	39.7 (41.9)	1,126 (1,235)	38.5 (41.1)	297 (291)	45.3 (45.4)	784 (872)	40.6 (44.0)	648 (668)	38.6 (39.4)
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,411 (1,491)	39.1 (40.5)	1,113 (1,176)	38.1 (39.1)	290 (303)	44.3 (47.3)	757 (822)	39.2 (41.5)	654 (669)	39.0 (39.4)
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	1,372 (1,405)	38.0 (38.2)	1,114 (1,144)	38.1 (38.0)	248 (250)	37.9 (39.0)	779 (803)	40.4 (40.6)	593 (602)	35.4 (35.5)
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,204 (1,284)	33.4 (34.9)	1,046 (1,104)	35.8 (36.7)	154 (174)	23.5 (27.1)	873 (911)	45.2 (46.0)	331 (373)	19.7 (22.0)
10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	655 (720)	18.2 (19.6)	572 (616)	19.6 (20.5)	76 (96)	11.6 (15.0)	456 (480)	23.6 (24.2)	199 (240)	11.9 (14.1)
11. その他	219 (224)	6.1 (6.1)	183 (180)	6.3 (6.0)	29 (41)	4.4 (6.4)	121 (121)	6.3 (6.1)	98 (103)	5.8 (6.1)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、8割以上の会社(全体:87.0%、大会社:87.6%、上場会社:89.1%)で発言されている。次いで「1.法令・定款への遵守性」が8割以上(全体で83.1%)、「2.経営判断原則の履行の充分性」が6割(全体で59.1%、上場会社では64.3%)と多数を占めた。
- ・「6.業務執行の当・不当を質す観点」は全体で39.7%(2.2ポイント減少)、「7.予算・収益計画の進捗を質す観点」は全体で39.1%(1.4ポイント減少)、「8.経営上のリスクテイクを促す観点」は全体で38.0%(0.2ポイント減少)となり、それぞれ約4割を占めているものの、若干減少した。
- ・上場会社においては、「9.株主に与える影響、株主利益の視点」が45.2%、「10.株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が23.6%であり、他の会社形態と比較して多くを占めていた。

問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	362 (395)	10.0 (10.7)	295 (327)	10.1 (10.9)	64 (64)	9.8 (10.0)	188 (216)	9.7 (10.9)	174 (179)	10.4 (10.5)
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,166 (2,208)	60.0 (60.0)	1,791 (1,826)	61.2 (60.7)	357 (362)	54.5 (56.5)	1,084 (1,100)	56.2 (55.6)	1,082 (1,108)	64.5 (65.3)
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	160 (165)	4.4 (4.5)	128 (128)	4.4 (4.3)	30 (33)	4.6 (5.1)	43 (49)	2.2 (2.5)	117 (116)	7.0 (6.8)
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	36 (31)	1.0 (0.8)	27 (23)	0.9 (0.8)	9 (8)	1.4 (1.2)	12 (13)	0.6 (0.7)	24 (18)	1.4 (1.1)
5. その他	50 (53)	1.4 (1.4)	39 (42)	1.3 (1.4)	9 (9)	1.4 (1.4)	22 (19)	1.1 (1.0)	28 (34)	1.7 (2.0)
6. 社外取締役はいない	1,171 (1,191)	32.5 (32.4)	929 (968)	31.8 (32.2)	236 (220)	36.0 (34.3)	759 (784)	39.3 (39.6)	412 (407)	24.6 (24.0)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

・最も多いのが「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」であり、全体で 60.0%、さらに「6. 社外取締役はいない」1,171 社を除いて社外取締役がいる会社で計算すると 9 割近く(88.9%)になる。社外取締役を設置している会社では、社外取締役も取締役会において積極的に発言していることがうかがえる。

問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	1,056 (1,095)	29.3 (29.8)	880 (905)	30.1 (30.1)	166 (177)	25.3 (27.6)	549 (583)	28.4 (29.4)	507 (512)	30.2 (30.2)
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,336 (1,355)	37.0 (36.9)	1,128 (1,130)	38.6 (37.6)	197 (216)	30.1 (33.7)	687 (702)	35.6 (35.5)	649 (653)	38.7 (38.5)
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	1,843 (1,842)	51.1 (50.1)	1,529 (1,545)	52.3 (51.4)	299 (281)	45.6 (43.8)	903 (911)	46.8 (46.0)	940 (931)	56.1 (54.9)
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	382 (391)	10.6 (10.6)	318 (313)	10.9 (10.4)	60 (73)	9.2 (11.4)	189 (188)	9.8 (9.5)	193 (203)	11.5 (12.0)
5. 同業他社における対応、それとの差異	670 (670)	18.6 (18.2)	560 (557)	19.1 (18.5)	105 (109)	16.0 (17.0)	351 (345)	18.2 (17.4)	319 (325)	19.0 (19.2)
6. 業務執行の当・不当を質す観点	791 (830)	21.9 (22.6)	645 (686)	22.1 (22.8)	141 (134)	21.5 (20.9)	394 (435)	20.4 (22.0)	397 (395)	23.7 (23.3)
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,224 (1,258)	33.9 (34.2)	987 (1,013)	33.7 (33.7)	230 (233)	35.1 (36.3)	495 (529)	25.6 (26.7)	729 (729)	43.5 (43.0)
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	996 (974)	27.6 (26.5)	834 (808)	28.5 (26.9)	156 (158)	23.8 (24.6)	511 (503)	26.5 (25.4)	485 (471)	28.9 (27.8)
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	810 (843)	22.5 (22.9)	695 (707)	23.8 (23.5)	115 (130)	17.6 (20.3)	434 (427)	22.5 (21.6)	376 (416)	22.4 (24.5)
10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	362 (378)	10.0 (10.3)	324 (326)	11.1 (10.8)	35 (48)	5.3 (7.5)	225 (237)	11.7 (12.0)	137 (141)	8.2 (8.3)
11. その他	205 (227)	5.7 (6.2)	170 (171)	5.8 (5.7)	29 (51)	4.4 (8.0)	107 (109)	5.5 (5.5)	98 (118)	5.8 (7.0)
12. 社外取締役はいない	1,215 (1,245)	33.7 (33.9)	966 (1,012)	33.0 (33.6)	242 (230)	36.9 (35.9)	794 (820)	41.1 (41.4)	421 (425)	25.1 (25.0)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・監査役と同様に(問 10-2 参照)、「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が最も多くなっており、全体で 51.1%である(ただし、「12. 社外取締役はいない」1,215 社を除くと 77.0%)。
- ・監査役では 8 割を超えた「1. 法令・定款への遵守性」は全体で 29.3%、「12. 社外取締役はいない」を除いて計算しても 44.1%となり、5 割を切っている。
- ・上場会社では「9. 株主に与える影響、株主利益の視点」が 22.5%（「12. 社外取締役はいない」794 社を除くと 38.2%）、「10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が 11.7%（「12. 社外取締役はいない」を除くと 19.8%）となり、全体と比較するとやや多いものの（「12. 社外取締役はいない」1,215 社を除くと、選択肢 9 は 33.9%、選択肢 10 は 15.1%）、監査役と比較すると少なくなっている(問 10-2 参照)。

問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある	876 (951)	24.3 (25.9)	699 (756)	23.9 (25.1)	169 (189)	25.8 (29.5)	565 (593)	29.3 (29.9)	311 (358)	18.5 (21.1)
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて取締役会において監査役が指摘しなければならない事態は生じていない	1,025 (1,008)	28.4 (27.4)	826 (807)	28.2 (26.8)	192 (193)	29.3 (30.1)	446 (437)	23.1 (22.1)	579 (571)	34.5 (33.6)
3. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	965 (997)	26.8 (27.1)	822 (875)	28.1 (29.1)	139 (114)	21.2 (17.8)	585 (631)	30.3 (31.9)	380 (366)	22.7 (21.6)
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	13 (16)	0.4 (0.4)	9 (11)	0.3 (0.4)	3 (4)	0.5 (0.6)	7 (9)	0.4 (0.5)	6 (7)	0.4 (0.4)
5. 監査役が指摘しなければならないような状況は生じていない	675 (662)	18.7 (18.0)	529 (523)	18.1 (17.4)	140 (135)	21.4 (21.1)	300 (295)	15.5 (14.9)	375 (367)	22.4 (21.6)
6. その他	53 (43)	1.5 (1.2)	40 (36)	1.4 (1.2)	12 (6)	1.8 (0.9)	27 (15)	1.4 (0.8)	26 (28)	1.6 (1.6)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・「1.取締役会の決定に影響を与えたことがある」会社が全体で 24.3%あり、上場会社では約 3 割(29.3%)に達した。決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めてもらえる会社(選択肢 2 及び 3)は合わせて 55.2%あった。
- ・「4.監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は 0.4%とほとんどなかった。

問 10-6 個別事象に対する監査役の対応（複数回答可）

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じた時、監査役はどのような対応を取ったか。

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	1,423 (1,451)	39.5 (39.5)	1,154 (1,220)	39.5 (40.6)	256 (220)	39.1 (34.3)	801 (819)	41.5 (41.4)	622 (632)	37.1 (37.2)
2. 関係する取締役から事情を聞いた	1,466 (1,540)	40.6 (41.9)	1,183 (1,282)	40.4 (42.6)	269 (245)	41.1 (38.2)	827 (883)	42.8 (44.6)	639 (657)	38.1 (38.7)
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	1,015 (1,103)	28.1 (30.0)	821 (901)	28.1 (30.0)	186 (193)	28.4 (30.1)	564 (606)	29.2 (30.6)	451 (497)	26.9 (29.3)
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	813 (832)	22.5 (22.6)	658 (681)	22.5 (22.6)	149 (149)	22.7 (23.2)	439 (449)	22.7 (22.7)	374 (383)	22.3 (22.6)
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	531 (591)	14.7 (16.1)	410 (465)	14.0 (15.5)	116 (122)	17.7 (19.0)	316 (329)	16.4 (16.6)	215 (262)	12.8 (15.4)
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	228 (216)	6.3 (5.9)	176 (177)	6.0 (5.9)	47 (37)	7.2 (5.8)	122 (116)	6.3 (5.9)	106 (100)	6.3 (5.9)
7. 上記以外の対応	44 (49)	1.2 (1.3)	35 (42)	1.2 (1.4)	8 (7)	1.2 (1.1)	22 (31)	1.1 (1.6)	22 (18)	1.3 (1.1)
8. そのような局面に遭遇することはなかった	1,734 (1,716)	48.1 (46.7)	1,428 (1,400)	48.8 (46.5)	297 (303)	45.3 (47.3)	910 (898)	47.2 (45.4)	824 (818)	49.1 (48.2)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・問題が起こった場合の対応としては、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」(39.5%)及び「2.関係する取締役から事情を聞いた」(40.6%)が約4割あり、このように情報収集に努めるものが多かった。
- ・「6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった」は少数(6.3%)であった。
- ・「8. そのような局面に遭遇することはなかった」1,734 社を除くと、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」は全体で約 76.0%、「2.関係する取締役から事情を聞いた」は 78.3%、「3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った」は 54.2%となった。問題が起こった場合、約8割の監査役が情報収集に努め、また過半数の会社が取締役に対して助言等を行っていることがうかがえる。

問 11 会計監査人の報酬及び選任等の同意プロセス

問 11-1 会計監査人設置会社

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人設置会社である	3,161 (3,216)	87.6 (87.5)	2,914 (2,997)	99.6 (99.6)	227 (202)	34.7 (31.5)	1,922 (1,971)	99.6 (99.5)	1,239 (1,245)	73.9 (73.4)
2. 会計監査人設置会社ではない	446 (461)	12.4 (12.5)	11 (11)	0.4 (0.4)	428 (439)	65.3 (68.5)	8 (9)	0.4 (0.5)	438 (452)	26.1 (26.6)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問 11-2 担当取締役等からの情報提供の有無

監査役が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、担当取締役又は会社担当部署から説明又は情報提供があったか。

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,995 (3,037)	94.7 (94.4)	2,774 (2,841)	95.2 (94.8)	204 (179)	89.9 (88.6)	1,848 (1,886)	96.1 (95.7)	1,147 (1,151)	92.6 (92.4)
2. なかった	166 (179)	5.3 (5.6)	140 (156)	4.8 (5.2)	23 (23)	10.1 (11.4)	74 (85)	3.9 (4.3)	92 (94)	7.4 (7.6)
回答社数	3,161 (3,216)		2,914 (2,997)		227 (202)		1,922 (1,971)		1,239 (1,245)	

・全体では 94.7%、上場会社では 96.1%と 9 割以上の会社において、担当取締役等から事前の情報提供があった。

問 11-3 担当取締役等からの情報提供の時期（複数回答可）

（問 11-2 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	325 (371)	10.9 (12.2)	294 (342)	10.6 (12.0)	31 (28)	14.0 (15.6)	200 (234)	10.8 (12.4)	125 (137)	10.9 (11.9)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	895 (903)	29.9 (29.7)	826 (844)	29.8 (29.7)	69 (57)	31.2 (31.8)	535 (554)	29.0 (29.4)	360 (349)	31.4 (30.3)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	1,019 (980)	34.0 (32.3)	938 (914)	33.8 (32.2)	81 (59)	36.7 (33.0)	686 (671)	37.1 (35.6)	333 (309)	29.0 (26.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階	1,258 (1,328)	42.0 (43.7)	1,186 (1,265)	42.8 (44.5)	72 (54)	32.6 (30.2)	805 (856)	43.6 (45.4)	453 (472)	39.5 (41.0)
回答社数	2,995 (3,037)		2,774 (2,841)		221 (179)		1,848 (1,886)		1,147 (1,151)	

- ・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が全体で 4 割を超え(42.0%)、引き続き最も多かったものの、前回調査より 1.7 ポイント減少した。
- ・その一方で、「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」は全体で 34.0%あり(1.7 ポイント増加)、報酬額の折衝においても監査役の関与がなされていることが読み取れる。
- ・「1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は全体で 10.9%、「2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は全体で 29.9%あり、これら早期の段階は合計で 40.8%となった。

◎担当取締役からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	325 (371)	10.9 (12.2)	294 (342)	10.6 (12.0)	31 (28)	14.0 (15.6)	200 (234)	10.8 (12.4)	125 (137)	10.9 (11.9)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	822 (812)	27.4 (26.7)	758 (758)	27.3 (26.7)	64 (52)	29.0 (29.1)	483 (482)	26.1 (25.6)	339 (330)	29.6 (28.7)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	873 (824)	29.1 (27.1)	805 (765)	29.0 (26.9)	68 (53)	30.8 (29.6)	572 (550)	31.0 (29.2)	301 (274)	26.2 (23.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	972 (1,024)	32.5 (33.7)	915 (972)	33.0 (34.2)	57 (45)	25.8 (25.1)	593 (619)	32.1 (32.8)	379 (405)	33.0 (35.2)
選択なし	3 (6)	0.1 (0.2)	2 (4)	0.1 (0.1)	1 (1)	0.4 (0.6)	0 (1)	0.0 (0.1)	3 (5)	0.3 (0.4)
回答社数	2,995 (3,037)		2,774 (2,841)		221 (179)		1,848 (1,886)		1,147 (1,151)	

- ・担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「3」が全体 29.1% (2.0 ポイント増)、上場 31.0% (1.8 ポイント増)、及び「2」が全体 27.4% (0.7 ポイント増)、上場会社 26.1% (0.5 ポイント増)と若干増加しており、わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。
- ・しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの、依然として「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、全体 32.5% (1.2 ポイント減)、上場会社 32.1% (0.7 ポイント減)と3割以上になっている。会計監査人の報酬に関して、引き続き監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-4 会計監査人からの情報提供

監査役が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、会計監査人から説明又は情報提供があったか。

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,046 (1,979)	64.7 (61.6)	1,894 (1,853)	65.0 (61.8)	152 (114)	67.0 (56.4)	1,265 (1,221)	65.8 (62.0)	781 (758)	63.0 (60.9)
2. なかった	1,115 (1,236)	35.3 (38.4)	1,020 (1,143)	35.0 (38.2)	75 (88)	33.0 (43.6)	657 (749)	34.2 (38.0)	458 (487)	37.0 (39.1)
回答社数	3,161 (3,215)		2,914 (2,996)		227 (202)		1,922 (1,970)		1,239 (1,245)	

- ・会計監査人から情報提供があった会社は、全体で6割程度(64.7%)あり、前回調査より3.1ポイント増加し、引き続き増加傾向にある。ただし、担当取締役等からの情報提供と比較すると、全体で30ポイント少なくなっている(問11-2参照)。

問 11-5 会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

（問 11-4 で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	289 (306)	14.1 (15.5)	268 (286)	14.1 (15.4)	21 (19)	13.8 (16.7)	181 (187)	14.3 (15.3)	108 (119)	13.8 (15.7)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	573 (586)	28.0 (29.6)	529 (547)	27.9 (29.5)	41 (38)	27.0 (33.3)	342 (354)	27.0 (29.0)	231 (232)	29.6 (30.6)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	622 (556)	30.4 (28.1)	568 (513)	30.0 (27.7)	50 (37)	32.9 (32.5)	414 (375)	32.7 (30.7)	208 (181)	26.6 (23.9)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	699 (670)	34.2 (33.9)	653 (634)	34.5 (34.2)	34 (29)	22.4 (25.4)	422 (418)	33.4 (34.2)	277 (252)	35.5 (33.2)
回答社数	2,046 (1,979)		1,894 (1,853)		152 (114)		1,265 (1,221)		781 (758)	

- ・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 34.2%と最も多かった。
- ・「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」は全体で 2.3 ポイント増加し、30.4%と 3 割に達した。
- ・「1.報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は全体で 14.1%、「2.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は全体で 28.0%あり、これら早期の段階は合計で 42.1%となった。

◎会計監査人からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	289 (306)	14.1 (15.5)	268 (286)	14.1 (15.4)	21 (19)	13.8 (16.7)	181 (187)	14.3 (15.3)	108 (119)	13.8 (15.7)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	544 (556)	26.6 (28.1)	503 (520)	26.6 (28.1)	41 (35)	27.0 (30.7)	323 (332)	25.5 (27.2)	221 (224)	28.3 (29.6)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	577 (507)	28.2 (25.6)	526 (469)	27.8 (25.3)	51 (33)	33.6 (28.9)	381 (334)	30.1 (27.4)	196 (173)	25.1 (22.8)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	633 (605)	31.0 (30.6)	594 (573)	31.4 (30.9)	39 (27)	25.7 (23.7)	378 (365)	29.9 (29.9)	255 (240)	32.7 (31.7)
選択なし	3 (5)	0.1 (0.3)	3 (5)	0.2 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (3)	0.2 (0.2)	1 (2)	0.1 (0.3)
回答社数	2,046 (1,979)		1,894 (1,853)		152 (114)		1,265 (1,221)		781 (758)	

- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「1」が全体 14.1% (1.4 ポイント減)、上場 14.3% (1.0 ポイント減)、及び「2」が全体 26.6% (1.5 ポイント減)、上場 25.5% (1.7 ポイント減)と減少している。他方、選択肢「3」は全体 28.2% (2.6 ポイント増)、上場 30.1% (2.7 ポイント増)、及び「4」は全体 31.0% (0.4 ポイント増)、上場 29.9%と増加しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の後退がみられる。
- ・また、依然として「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く約 3 割(31.0%)を占めており、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-6 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 十分把握していた	925 (957)	29.3 (29.8)	848 (896)	29.1 (29.9)	72 (58)	31.7 (28.7)	571 (604)	29.7 (30.7)	354 (353)	28.6 (28.4)
2. ある程度把握していた	1,948 (1,924)	61.6 (59.8)	1,806 (1,792)	62.0 (59.8)	128 (119)	56.4 (58.9)	1,198 (1,197)	62.3 (60.8)	750 (727)	60.5 (58.4)
3. 把握は不十分であった	193 (240)	6.1 (7.5)	175 (223)	6.0 (7.4)	17 (17)	7.5 (8.4)	108 (122)	5.6 (6.2)	85 (118)	6.9 (9.5)
4. 全く把握していなかった	95 (94)	3.0 (2.9)	85 (85)	2.9 (2.8)	10 (8)	4.4 (4.0)	45 (47)	2.3 (2.4)	50 (47)	4.0 (3.8)
回答社数	3,161 (3,215)		2,914 (2,996)		227 (202)		1,922 (1,970)		1,239 (1,245)	

- ・全体で「1.十分把握していた」、「2.ある程度把握していた」の合計は 90.9%となり、充分性に差はあるものの、監査役会は執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していたことがうかがえる。

問 11-7 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議されている	942 (903)	29.8 (28.1)	831 (811)	28.5 (27.1)	104 (89)	45.8 (44.1)	617 (595)	32.1 (30.2)	325 (308)	26.2 (24.7)
2. 報告事項として付議されている	525 (495)	16.6 (15.4)	482 (457)	16.5 (15.3)	42 (35)	18.5 (17.3)	302 (296)	15.7 (15.0)	223 (199)	18.0 (16.0)
3. 付議されていない	1,694 (1,817)	53.6 (56.5)	1,601 (1,728)	54.9 (57.7)	81 (78)	35.7 (38.6)	1,003 (1,079)	52.2 (54.8)	691 (738)	55.8 (59.3)
回答社数	3,161 (3,215)		2,914 (2,996)		227 (202)		1,922 (1,970)		1,239 (1,245)	

・「3.付議されていない」会社が全体で 53.6%と過半数を占めているものの、2.9 ポイント減少している。他方、「1. 決議事項として付議されている」が 1.7 ポイント増加し、29.8%と約 3 割に達している。

問 11-8 会計監査人の選任又は再任

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 今期新たに選任した	104 (136)	3.3 (4.2)	84 (108)	2.9 (3.6)	19 (27)	8.4 (13.4)	59 (81)	3.1 (4.1)	45 (55)	3.6 (4.4)
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	2,964 (2,958)	93.8 (92.0)	2,745 (2,775)	94.2 (92.6)	200 (169)	88.1 (83.7)	1,808 (1,825)	94.1 (92.6)	1,156 (1,133)	93.3 (91.0)
3. その他	93 (121)	2.9 (3.8)	85 (113)	2.9 (3.8)	8 (6)	3.5 (3.0)	55 (64)	2.9 (3.2)	38 (57)	3.1 (4.6)
回答社数	3,161 (3,215)		2,914 (2,996)		227 (202)		1,922 (1,970)		1,239 (1,245)	

問 11-9 会計監査人の選任議案の決定プロセス

(問 11-8 で「1. 今期新たに選任した」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した	0 (6)	0.0 (4.4)	0 (5)	0.0 (4.6)	0 (1)	0.0 (3.7)	0 (5)	0.0 (6.2)	0 (1)	0.0 (1.8)
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した	8 (21)	7.7 (15.4)	5 (17)	6.0 (15.7)	3 (3)	15.8 (11.1)	2 (11)	3.4 (13.6)	6 (10)	13.3 (18.2)
3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した	96 (109)	92.3 (80.1)	79 (86)	94.0 (79.6)	16 (23)	84.2 (85.2)	57 (65)	96.6 (80.2)	39 (44)	86.7 (80.0)
回答社数	104 (136)		84 (108)		19 (27)		59 (81)		45 (55)	

・「1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した」会社はなく、「2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した」会社も全体で 1 割以下にとどまった(7.7%)。前回調査では選択肢 1 と 2 は合計で約 2 割あり、監査役が提案をしている会社は減少した。

問 11-10 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議等

会計監査人の再任に際し、監査役会で審議、もしくは監査役間で協議・確認等を行ったか
(問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答)。

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役会で審議した	1,388 (1,233)	46.8 (41.7)	1,296 (1,165)	47.2 (42.0)	78 (58)	39.0 (34.3)	950 (836)	52.5 (45.8)	438 (397)	37.9 (35.0)
2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った	917 (961)	30.9 (32.5)	836 (891)	30.5 (32.1)	77 (67)	38.5 (39.6)	494 (552)	27.3 (30.2)	423 (409)	36.6 (36.1)
3. 監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない	659 (764)	22.2 (25.8)	613 (719)	22.3 (25.9)	45 (44)	22.5 (26.0)	364 (437)	20.1 (23.9)	295 (327)	25.5 (28.9)
回答社数	2,964 (2,958)		2,745 (2,775)		200 (169)		1,808 (1,825)		1,156 (1,133)	

・「1. 監査役会で審議した」会社が全体で 46.8% (5.1 ポイント増)、上場会社では 52.5% (6.7 ポイント増)と増加した。

・法律では求められていないものの「1. 監査役会で審議した」(46.8%) 及び「2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った」(30.9%)を合わせると 77.7%となり、4 社中 3 社の割合で、会計監査人の再任に際し何らかの審議を行っている。

問 11-11 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の同意書

会計監査人の再任に際して、経営執行部から同意依頼書を書面で受領し、監査役会の同意書を書面で提出しているか(問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答)。

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 同意依頼書を書面で受領し、監査役会の同意書を書面で提出した	847 (764)	28.6 (25.8)	787 (722)	28.7 (26.0)	52 (38)	26.0 (22.5)	482 (420)	26.7 (23.0)	365 (344)	31.6 (30.4)
2. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領し、監査役会の同意書は書面で提出した	240 (188)	8.1 (6.4)	214 (177)	7.8 (6.4)	23 (11)	11.5 (6.5)	155 (131)	8.6 (7.2)	85 (57)	7.4 (5.0)
3. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役会の同意書を書面で提出した	86 (95)	2.9 (3.2)	79 (91)	2.9 (3.3)	6 (3)	3.0 (1.8)	57 (63)	3.2 (3.5)	29 (32)	2.5 (2.8)
4. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領し、書面ではないものの監査役会として同意の旨を口頭で伝えた	912 (979)	30.8 (33.1)	829 (904)	30.2 (32.6)	81 (71)	40.5 (42.0)	566 (626)	31.3 (34.3)	346 (353)	29.9 (31.2)
5. その他	879 (932)	29.7 (31.5)	836 (881)	30.5 (31.7)	38 (46)	19.0 (27.2)	548 (585)	30.3 (32.1)	331 (347)	28.6 (30.6)
回答社数	2,964 (2,958)		2,745 (2,775)		200 (169)		1,808 (1,825)		1,156 (1,133)	

- ・全体で約 3 割(28.6%)の会社が、会計監査人の再任に当たり、双方間で書面のやり取りを行っている(選択肢 1)。また、前回調査より全体で 2.8 ポイント増、上場会社では 23.0%→26.7%と 3.7 ポイント増加している。
- ・監査役会の同意を書面で提出している会社(選択肢 1 から 3 の合計)は全体で 39.6%と約 4 割あり、口頭で伝えた会社(選択肢 4)は全体で 30.8%と約 3 割である。

問 12 財務報告内部統制報告制度への対応

問 12-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 提出会社である	1,982 (2,036)	54.9 (55.4)	1,860 (1,929)	63.6 (64.1)	122 (106)	18.6 (16.5)	1,913 (1,972)	99.1 (99.6)	69 (64)	4.1 (3.8)
2. 提出会社ではない	1,625 (1,641)	45.1 (44.6)	1,065 (1,079)	36.4 (35.9)	533 (535)	81.4 (83.5)	17 (8)	0.9 (0.4)	1,608 (1,633)	95.9 (96.2)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

（問 12-1 で「1. 提出会社である」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	1,741 (1,819)	87.8 (89.3)	1,646 (1,730)	88.5 (89.7)	95 (88)	77.9 (83.0)	1,686 (1,771)	88.1 (89.8)	55 (48)	79.7 (75.0)
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した	677 (742)	34.2 (36.4)	638 (707)	34.3 (36.7)	39 (35)	32.0 (33.0)	659 (725)	34.4 (36.8)	18 (17)	26.1 (26.6)
3. 四半期に 1 回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	1,360 (1,395)	68.6 (68.5)	1,274 (1,321)	68.5 (68.5)	86 (74)	70.5 (69.8)	1,337 (1,376)	69.9 (69.8)	23 (19)	33.3 (29.7)
4. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	1,257 (1,197)	63.4 (58.8)	1,199 (1,145)	64.5 (59.4)	58 (51)	47.5 (48.1)	1,223 (1,163)	63.9 (59.0)	34 (34)	49.3 (53.1)
5. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	508 (630)	25.6 (30.9)	475 (602)	25.5 (31.2)	33 (28)	27.0 (26.4)	494 (620)	25.8 (31.4)	14 (10)	20.3 (15.6)
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	561 (631)	28.3 (31.0)	529 (600)	28.4 (31.1)	32 (30)	26.2 (28.3)	543 (621)	28.4 (31.5)	18 (10)	26.1 (15.6)
回答社数	1,982 (2,036)		1,860 (1,929)		122 (106)		1,913 (1,972)		69 (64)	

- ・全体で約 9 割(87.8%)の会社が「1.財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた」。
- ・また、全体で 7 割近く(68.6%)の会社が「3.四半期に 1 回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた」。
- ・「4.定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した」が 63.4%と 6 割(前回調査より 4.6 ポイント増加)を占めた。選択肢 5 の「口頭で受領した」(全体で 25.6%、約 5 ポイント減少)も含めると、9 割近く(89.0%)の会社が経過報告を受けている。

問 13 監査役（会）の監査環境

問 13-1 監査役（会）の監査環境の整備

監査役の監査環境の整備について、代表取締役から十分に理解を得られているか。

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分に理解を得られている	1,762 (1,590)	48.8 (43.2)	1,480 (1,342)	50.6 (44.6)	267 (236)	40.8 (36.8)	969 (888)	50.2 (44.8)	793 (702)	47.3 (41.4)
2. ある程度理解を得られている	1,637 (1,832)	45.4 (49.8)	1,290 (1,467)	44.1 (48.8)	336 (352)	51.3 (54.9)	857 (962)	44.4 (48.6)	780 (870)	46.5 (51.3)
3. あまり理解を得られていない	189 (239)	5.2 (6.5)	141 (187)	4.8 (6.2)	48 (49)	7.3 (7.6)	96 (122)	5.0 (6.2)	93 (117)	5.5 (6.9)
4. 全く理解を得られていない	19 (16)	0.5 (0.4)	14 (12)	0.5 (0.4)	4 (4)	0.6 (0.6)	8 (8)	0.4 (0.4)	11 (8)	0.7 (0.5)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・「1.十分に理解を得られている」が全ての会社形態で増加し、全体で 48.8% (5.6 ポイント増)、大会社では 50.6% (6.0 ポイント増)となった。
- ・「2. ある程度理解を得られている」(全体で 45.4%)を合わせると、9 割以上 (94.2%)の会社で執行部門からの理解を得られている。

問 13-2 監査役への報告体制について

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 体制の構築も運用も十分に なされている	1,837 (1,666)	50.9 (45.3)	1,576 (1,433)	53.9 (47.6)	251 (222)	38.3 (34.6)	1,016 (947)	52.6 (47.8)	821 (719)	49.0 (42.4)
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	1,343 (1,473)	37.2 (40.1)	1,089 (1,229)	37.2 (40.9)	242 (237)	36.9 (37.0)	750 (818)	38.9 (41.3)	593 (655)	35.4 (38.6)
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	427 (538)	11.8 (14.6)	260 (346)	8.9 (11.5)	162 (182)	24.7 (28.4)	164 (215)	8.5 (10.9)	263 (323)	15.7 (19.0)
回答社数	3,607 (3,677)		2,925 (3,008)		655 (641)		1,930 (1,980)		1,677 (1,697)	

- ・「1.体制の構築も運用も十分に なされている」が全ての会社形態で増加し、全体で 50.9% (5.6 ポイント増)、大会社では 53.9% (6.3 ポイント増)となった。
- ・「2.体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が全体で 37.2% (2.9 ポイント減少)となり、全ての会社形態において 4 割未満に減少した。
- ・大会社以外の会社では、「3.体制の構築も運用も十分とはいえない」は 3.7 ポイント減少したものの、依然として 2 割以上 (24.7%)あった。

問 14 監査役の報酬

問 14-1 監査役の報酬等の制度（複数回答可）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 月額報酬 （定額基本給＋業績連動給） （%）	6.8 (7.0)	7.4 (7.5)	4.6 (4.3)	0.0 (7.7)	6.1 (6.5)	7.7 (7.6)
2. 月額報酬 （定額基本給のみ）（%）	92.3 (93.1)	91.7 (92.5)	94.7 (96.0)	96.3 (92.3)	93.4 (93.6)	91.0 (92.6)
3. 賞与の支給制度（%）	21.9 (22.5)	23.2 (23.7)	16.5 (16.8)	14.8 (15.4)	23.9 (23.4)	19.7 (21.4)
4. 退職慰労金の支給制度（%）	31.6 (35.4)	32.0 (35.4)	29.3 (34.4)	48.1 (57.7)	24.6 (28.6)	39.8 (43.3)
5. ストック・オプションの支給制 度（%）	3.0 (4.2)	2.8 (4.1)	4.3 (5.0)	0.0 (0.0)	4.2 (5.2)	1.7 (3.0)
回答社数	3,575 (3,637)	2,905 (2,986)	643 (625)	27 (26)	1,910 (1,969)	1,665 (1,668)

（無回答 32 社は除いて集計）

・「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は全体で 3.8 ポイント減少し、31.6%になった。

問 14-2 監査役への賞与の支給（問 14-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果）

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 監査役への賞与の 支給があった（%）	79.4 (70.5)	79.1 (68.3)	80.6 (84.8)	100.0 (100.0)	75.9 (62.3)	84.2 (81.2)
2. 監査役への賞与の 支給はなかった（%）	20.6 (29.5)	20.9 (31.7)	19.4 (15.2)	0.0 (0.0)	24.1 (37.7)	15.8 (18.8)
回答社数	791 (818)	679 (709)	108 (105)	4 (4)	461 (461)	330 (357)

・「1. 監査役への賞与の支給があった」が全体で 8.9 ポイント増加し 79.4%となった。支給制度を採用している会社では実際に支給されているケースが多い。

問 14-3 監査役の年額報酬額

(社内常勤)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	0.5 (0.4)	0.5 (0.3)	0.3 (1.4)	4.5 (0.0)	0.1 (0.3)	1.1 (0.4)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	3.0 (1.9)	2.0 (1.1)	10.4 (9.6)	9.1 (4.8)	2.6 (2.1)	3.8 (1.8)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	20.7 (36.1)	17.9 (35.7)	40.9 (41.8)	27.3 (14.3)	17.9 (19.5)	25.6 (55.0)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	36.5 (30.6)	36.5 (29.7)	36.7 (39.1)	31.8 (47.6)	30.8 (32.2)	46.7 (28.9)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	22.8 (17.8)	24.6 (19.0)	10.4 (6.8)	9.1 (9.5)	26.2 (24.7)	16.7 (9.9)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	12.3 (10.1)	13.8 (10.9)	1.3 (1.1)	18.2 (23.8)	16.4 (16.2)	5.1 (3.1)
7. 3,000 万円以上 (%)	4.1 (3.0)	4.7 (3.3)	0.0 (0.3)	0.0 (0.0)	5.9 (5.0)	1.0 (0.8)
合計人数 (人)	3,234 (3,940)	2,828 (3,553)	384 (366)	22 (21)	2,078 (2,094)	1,156 (1,846)

(無回答 166 社は除いて集計)

(社外常勤)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	5.6 (2.6)	5.3 (2.3)	6.9 (5.4)	0.0 (0.0)	4.3 (3.2)	6.8 (2.3)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	9.9 (6.7)	6.0 (4.8)	25.4 (21.1)	10.0 (0.0)	9.0 (9.6)	10.8 (5.1)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	25.6 (48.8)	23.0 (49.9)	35.9 (42.1)	20.0 (0.0)	25.7 (25.6)	25.4 (61.8)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	34.0 (25.2)	35.4 (24.9)	27.9 (26.8)	40.0 (50.0)	26.4 (29.8)	41.5 (22.5)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	16.8 (11.7)	20.0 (12.7)	3.6 (4.2)	20.0 (16.7)	20.7 (20.6)	12.9 (6.7)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	7.0 (4.6)	8.7 (5.1)	0.4 (0.4)	10.0 (33.3)	11.7 (10.4)	2.3 (1.4)
7. 3,000 万円以上 (%)	1.2 (0.4)	1.5 (0.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.2 (0.8)	0.3 (0.1)
合計人数 (人)	1,384 (2,174)	1,098 (1,907)	276 (261)	10 (6)	692 (781)	692 (1,393)

(無回答 166 社は除いて集計)

(社内非常勤)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	33.6 (30.2)	26.4 (25.4)	46.6 (31.3)	83.9 (81.3)	16.3 (15.6)	56.4 (52.5)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	38.9 (40.1)	41.3 (42.0)	37.0 (41.8)	16.1 (15.6)	47.7 (48.0)	27.2 (27.9)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	20.1 (22.5)	22.6 (24.5)	16.4 (20.9)	0.0 (3.1)	27.1 (28.7)	10.8 (12.8)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	6.4 (3.7)	8.3 (4.2)	0.0 (3.0)	0.0 (0.0)	7.8 (4.4)	4.6 (2.8)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	0.9 (2.6)	1.1 (3.1)	0.0 (1.5)	0.0 (0.0)	1.2 (2.9)	0.5 (2.2)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	0.2 (0.9)	0.3 (0.8)	0.0 (1.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.4)	0.5 (1.7)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
合計人数 (人)	453 (454)	349 (355)	73 (67)	31 (32)	258 (275)	195 (179)

(無回答 166 社は除いて集計)

(社外非常勤)

(カッコ内は平成22年7月実施の第11回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200万円未満 (%)	37.0 (38.5)	33.7 (35.3)	60.4 (60.8)	75.0 (82.4)	21.0 (22.6)	66.6 (66.6)
2. 200万円～500万円未満 (%)	39.9 (39.5)	41.2 (40.8)	31.6 (31.6)	5.0 (3.9)	49.8 (49.5)	21.5 (21.8)
3. 500万円～1,000万円未満 (%)	17.7 (17.1)	19.3 (18.7)	5.2 (4.8)	20.0 (13.7)	23.2 (22.8)	7.5 (7.0)
4. 1,000万円～1,500万円未満 (%)	4.5 (4.0)	4.9 (4.3)	1.6 (2.1)	0.0 (0.0)	5.3 (4.6)	3.0 (3.0)
5. 1,500万円～2,000万円未満 (%)	0.6 (0.5)	0.6 (0.5)	0.9 (0.6)	0.0 (0.0)	0.4 (0.2)	0.9 (1.1)
6. 2,000万円～3,000万円未満 (%)	0.2 (0.1)	0.2 (0.2)	0.3 (0.2)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.2 (0.2)
7. 3,000万円以上 (%)	0.1 (0.1)	0.1 (0.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.2 (0.2)
合計人数 (人)	5,862 (6,003)	5,148 (5,287)	674 (665)	40 (51)	3,798 (3,833)	2,064 (2,170)

(無回答166社は除いて集計)

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル

(社内常勤)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.1 (0.3)	0.1 (0.3)	0.2 (0.5)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.1 (0.5)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	1.0 (0.5)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.5 (4.8)	0.5 (5.2)	0.5 (1.2)	0.0 (8.0)	0.7 (0.5)	0.4 (8.6)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	4.8 (9.5)	4.4 (9.7)	9.1 (6.0)	33.3 (32.0)	8.7 (7.7)	2.8 (11.1)
5. 取締役 (%)	20.4 (32.3)	19.3 (32.1)	35.9 (35.2)	29.2 (20.0)	38.3 (41.2)	11.3 (24.6)
6. 執行役員 (%)	14.8 (19.1)	14.9 (20.0)	11.7 (11.2)	25.0 (4.0)	31.0 (28.7)	6.6 (11.0)
7. 部長 (%)	8.5 (11.4)	7.7 (10.1)	20.1 (25.2)	5.9 (0.0)	14.4 (14.1)	5.5 (9.2)
8. その他 (%)	50.8 (22.3)	53.0 (22.5)	21.5 (20.2)	52.9 (36.0)	6.7 (7.8)	73.1 (34.9)
合計人数 (人)	6,518 (4,653)	6,076 (4,208)	418 (420)	24 (25)	2,241 (2,153)	4,277 (2,500)

(無回答 250 社は除いて集計)

(社外常勤)

(カッコ内は平成 22 年 7 月実施の第 11 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.2 (7.8)	0.1 (8.7)	0.5 (0.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.4 (11.9)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	0.2 (7.2)	0.2 (7.9)	0.0 (1.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.4 (11.0)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.6 (0.3)	0.6 (0.3)	0.5 (0.8)	0.0 (0.0)	0.5 (0.3)	0.6 (0.3)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	5.5 (3.8)	6.1 (3.8)	2.7 (2.8)	0.0 (15.0)	4.7 (4.6)	6.3 (3.3)
5. 取締役 (%)	18.8 (13.4)	19.9 (13.0)	13.7 (14.7)	11.8 (45.0)	17.9 (19.5)	19.7 (10.2)
6. 執行役員 (%)	12.5 (8.0)	13.8 (8.3)	5.7 (5.8)	29.4 (5.0)	14.3 (13.4)	10.4 (5.1)
7. 部長 (%)	13.1 (9.5)	12.1 (8.4)	17.8 (18.5)	5.9 (5.0)	12.6 (13.6)	13.6 (7.4)
8. その他 (%)	49.3 (50.0)	47.2 (49.5)	59.0 (54.8)	52.9 (30.0)	50.0 (48.6)	48.6 (50.8)
合計人数 (人)	2,110 (3,441)	1,722 (3,027)	371 (394)	17 (20)	1,095 (1,200)	1,015 (2,241)

(無回答 250 社は除いて集計)